

# 厚生委員会会議録

平成24年12月17日(月)

(開会) 10:23

(閉会) 16:09

## 案 件

1. 議案第 89号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 90号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第 91号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第 94号 平成24年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
6. 議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
7. 請願第 8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願
8. 議案第111号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例
9. 議案第112号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
10. 議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
11. 議案第114号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
12. 議案第116号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
13. 議案第128号 財産の譲渡(鎮西保育所)

## 報告事項

1. 財政見直しについて (財政課・行財政改革推進室)
2. 地域密着型サービス事業所整備に係る公募選考結果について (介護保険課)
3. 指定特定施設(特定施設入居者生活介護)整備の協議報告について (介護保険課)
4. 飯塚市子育て支援センターの民間委託に係る募集要項について (保育課)
5. 飯塚市立枝国保育所の民間移譲に伴う法人募集要項について (保育課)

## 委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第89号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## 健康増進課長

「議案第89号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の121ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9084万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億4168万5千円と定めるものでございます。

今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を算定し、歳入歳出において予算の増減をいたしております。詳細については、事項別明細書で説明いたします。

131ページをお願いします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費683万4千円の減につきましては、人件費等の減によるものでございます。

1款、1項、3目 医療費適正化特別対策事業費の651万円の減につきましては、レセプト点検委託料の入札残による減額でございまして、

132ページをお願いします。2款 保険給付費、1項 療養諸費につきましては、9月ま

での実績から3月分までの見込みを推計し、被保険者及び一人当たり医療費の増加により1億256万7千円増の88億3722万8千円を計上いたしております。

133ページをお願いします。2款 保険給付費、2項 高額療養費につきましては、9月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、1億205万5千円増の12億6802万4千円を計上いたしております。2款 保険給付費、3項 出産育児諸費につきましては、9月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、1344万円の減額をいたしております。

134ページをお願いします。3款 後期高齢者支援金、4款 前期高齢者納付金、6款 介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金への納付額が確定しましたので、その金額にあわせて補正をいたしております。

136ページをお願いします。9款 諸支出金につきましては、23年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明をいたします。

126ページをお願いします。1款 国民健康保険税、2項 国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から推計し、当初予算額25億2132万1千円から約3.8%減の24億2658万9千円を計上いたしております。これは、被保険者の減少及び所得の減少によるものではないかと考えております。

127ページをお願いします。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金につきましては、歳出予算の一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額に伴い増額補正を行うものでございます。

128ページをお願いします。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 普通調整交付金につきましては、歳入不足分の財源調整をしておりましたが、基金の取り崩し及び前年度繰越金が発生したため減額になっております。4款 療養給付費交付金につきましては、歳出予算の退職被保険者等療養給付費及び高額療養費の増額及び平成23年度の未交付分5980万5千円の交付により、2億261万9千円の増額補正を行っております。5款 前期高齢者交付金につきましては、24年度の交付額が確定しましたので782万2千円増額補正をいたしております。6款 県支出金、2項 県補助金、1目 財政調整交付金につきましては、歳出予算の一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額に伴い増額補正を行うものでございます。

129ページをお願いします。同款、同項、2目 後発医薬品普及促進対策事業補助金につきましては、ジェネリック医薬品差額通知にかかる補助金102万9千円を計上いたしております。9款 繰入金、1項 一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定事業繰入金及び普通交付税の係数変更による財政安定化支援事業繰入金等の減額のため、6176万4千円の減額補正を行っております。

130ページをお願いします。同款、2項 基金繰入金につきましては、財源調整のため基金の全額を取崩すものでございます。10款 繰越金につきましては、23年度の繰越金4745万1千円を増額計上いたしております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第89号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第90号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第90号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の141ページをお願いします。今回の補正は、全費目について見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものです。第1条、第1項で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億4888万8千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ121億1703万3千円に、同条第3項で介護サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ258万4千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1607万8千円にしようとするものです。補正の内容につきましては、保険事業勘定の歳出から事項別明細により主なものについて説明いたします。

補正予算書の150ページをお願いします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の126万9千円の減は主に人件費の減によるものです。次ページの同款、3項 介護認定審査会費につきましては、1目 介護認定審査会費において、上半期の実績から審査会経費を決算見込額により減額しており、同ページの2目 認定調査等費においては、次ページ152ページの主治医意見書等作成手数料及び介護認定調査委託料が審査件数の増加により増額となっているものの、主に人件費の減から減額となっています。

152ページをお願いします。中段、2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、1目 居宅介護サービス給付費1億5892万3千円の増額から、155ページ中段の6項 その他諸費、1目 審査支払手数料70万8千円の減額まで、各目の増減補正は今年度前半の保険給付の実績に応じて、給付見込みを保険給付全般にわたり見直し、保険給付費の総額を、114億4899万4千円にしようとするものです。

次に155ページの、3款 地域支援事業費、1項 事業管理費、1目 事業管理費の666万5千円の減額は、先ほどと同様に、主に人件費の減によるものです。

156ページの同款、2項 介護予防事業費の679万円の減額は、主に生きがい活動支援通所事業委託料の決算見込減によるもので、次ページの3項 包括的支援事業・任意事業費、2目 任意事業費の596万2千円の減は、主に緊急通報システム運営業務委託料、食の自立支援事業委託料の決算見込減によるものです。

次に同ページの4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金の5808万7千円の増は、県の財政安定化基金の一部を特例交付金として交付されたものを積み立てるものです。

次に158ページの5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金の1972万9千円の増は、国・県の介護給付費の負担金の前年度の額確定に伴う超過受け入れ分を返還するものです。

次に歳入を説明いたします。146ページをお願いします。1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料1371万1千円の減額は、本算定から決算を見込み補正するものです。同じページの3款 国庫支出金、次ページの4款 支払基金交付金、5款 県支出金、148ページの、7款 繰入金、1項 一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれ負担割合で増減補正をしております。同じページの7款 繰入金、2項 基金繰入金、1目 介護給付費支払準備基金繰入金で給付費財源の調整をおこなっておりますが、8738万8千円の増額となっております。8款 繰越金、1項

繰越金、1目 繰越金1157万9千円の増額は、前年度繰越金を計上するものです。

引き続き、164ページから166ページの介護サービス事業勘定につきましては、全体で258万4千円の増額となっておりますが、これは主に166ページの職員給与費及び居宅介護支援事業委託料の増と165ページの介護予防サービス計画費収入の増によるもので、それに合わせて、歳出入を増減補正しております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第90号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第91号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第91号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の169ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3263万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1312万3千円とするものでございます。

173ページをお願いします。事項別明細書の歳出からご説明いたします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきましては、人件費等の見直しなどにより294万9千円の増額となっております。

174ページをお願いします。2款 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3月までの保険料納付見込分及び保険料分の繰越しました平成23年度の出納整理期間の保険料を納付するもので3234万1千円の増額となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。172ページをお願いします。3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の249万2千円の増額と歳入の繰越金の事務費分の増額により240万2千円の増額となっております。

4款 繰越金は、23年度の出納整理期間の24年4、5月分の保険料3234万2千円と事務費分の増額で3243万1千円の増額となっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第91号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第94号 平成24年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

補正予算書201ページをお願いします。

「議案第94号 平成24年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

介護サービス事業特別会計は「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の管理運営に関する予算です。今回の補正の主な内容は、介護報酬の改定に伴う給付費、自己負担額の収入の増及び前年度繰越金の補正とそれに伴う歳出での増額補正となっています。第1条において、歳入歳出それぞれ1008万2千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6141万3千円とするものです。

205ページをお願いします。補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳出から主なものについて補足説明をいたします。1款 事業費、1項 施設介護サービス事業費、1目 施設介護サービス事業費の13節で介護報酬改定による介護職員処遇改善加算2.5%の増額相当分を指定管理委託料で309万2千円を補正しています。2款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 特別養護老人ホーム運営基金積立金では、前年度繰越金の増額補正などにより剰余金となる一般財源694万6千円を基金に積み立てるものです。

続きまして、歳入であります。204ページをお願いします。1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 介護給付費収入は、介護報酬改定による、介護職員処遇改善加算及び地域加算等の増額分493万8千円の増額と短期入所利用者の見直しによる116万4千円の減額です。2項 自己負担金収入におきましても介護報酬改定に伴い自己負担金234万3千円の増額と短期利用者の見直しによる66万9千円を減額、2款 財産収入、1項 財産運用収入の4万4千円は運営基金の預金利子及び運用収入の増であります。3款 繰越金は前年度繰越金を計上しています。

以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第94号 平成24年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

別冊の平成24年度飯塚市立病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第2条で平成24年度から27年度まで飯塚市立病院建替事業を実施するため、新たに継続費40億6195万2千円を定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、継続費に関する年次の年割額、財源内訳を表しております。

詳細につきましては、別紙の厚生委員会資料で説明いたします。

1ページをお願いいたします。継続費の概要でございますが、工事管理委託料が6418万1千円、建替え工事として、本館新築工事、東棟改修工事、診療リハビリ棟改修工事、解体、外構工事の4区分で39億9777万1千円、合計で40億6195万2千円となっております。

2ページをお願いいたします。先ほど説明いたしました4区分の工事工程表でございます。の本館新築工事の25年3月の着手から最終の工事の終了予定を28年3月といたしております。

3ページは、工事区分の箇所を、4ページは解体箇所をお示ししています。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

40億円の投資をするのに質疑がないでは話にならないかなと思いながらお聞きいたします。指定管理者を地域医療振興協会にお願いしているわけですが、この指定管理者を選ぶ際の経緯、そして当初の約束ですね、こういった形で来ていただく形になったのか。経緯とどういう形で実際の運営の中で、こういった約束の上で運営をしているのか、まずそこから教えていただけますか。

健康増進課長

まず経緯でございますが、労災病院の後医療として病院事業を継続して市のほうでやるというところで、いろいろな協議をさせていただいております。その中で旧飯塚市穎田病院、あと愛生苑を含めまして全体的にこういった形でやるという検討の中で、最終的には労災病院のほうは地域医療振興協会のほうでやっていただくという形に決まっております。それで最初の約束でございますが、医師の確保の問題で、労災病院当時の32名を確保するということと、経営に関しまして飯塚市からは一切の財政援助をやらないというようなことで取り決めを行っております。

江口委員

約束についてはそのとおりですよ。32名、常勤32名をきちんとそろえる。だからこそその医師を集める能力があると思われる地域振興協会にお願いをしたわけですよ。経緯はお話がありまして、非常に大雑把に説明されましたが、こちらの協会に関しては公募でしたっけ、どうでしたっけ。こういった形で選考なされました。

健康増進課長

公募で、地域医療振興協会から公募の申請が出て、最終的には協会のほうで決まっております。

江口委員

確認なんですけど、公募はしたんでしたっけ。してなかったんじゃないかと思ったんですけど、どうでした。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:52

再開 10:56

委員長

委員会を再開いたします。

江口委員

確認作業ということですが、この地域医療振興協会を連れてきた経緯に関しては多くの皆さま知っていたと思うんですが、筑豊労災病院が継続をしないという話になって、何とか残していただきたいと。その中で市のほうに買って運営していただけないかと話があった。ないし、市のほうが引き受けないんであれば、民間のほうに譲渡しますよという話があった。それで市のほうとしては福岡大学さんというお話を進めてはいたんだけど、福岡大学の話がつぶれ、つぶれるのと前後して地域医療振興協会という話が出て、そして合併直後ですね、平成18年の8月ないし9月だったかと思いますが、市長のほうで記者会見をなされて潁田病院、愛生苑とセットでこの病院と老人ホームの問題についての解決を図ると、潁田病院と愛生苑については民営化。そしてこの筑豊労災病院に関しては飯塚市の病院とした上で指定管理者、そしてそのときに既に地域医療振興協会にお願いをするという記者発表がなされたと記憶しております。そしてそれについて妥当かどうかというのが、9月議会ののちに特別委員会が立ち上げられ、その中で検討されていったわけです。公募はしていないはずであります。ある意味、地域医療振興協会そこのお話の中で、ここだったら医者をきちんと連れて来れるから労災病院をお任せするのが、ここが一番いいという市長の政治判断のもとにやられたわけです。それはそれで1つのやり方だと思います。ただ、その経緯等を含めてきちんと運営していただかないと、だんだん約束とずれてきたこと等もございませう。違うんじゃないのってお話が出てきております。その公募については確認作業していただけるということなんで、それが確認され次第、報告をお願いしたいと思います。そしてそうやって地域医療振興協会の指定管理者として、市立病院として平成20年4月ですね、再スタートしたのはですね。それ以降、振興協会との約束の中で何がなされておって、何がなされていないのか。市としてお約束した、振興協会に対してお約束したこと、市立病院の指定管理者による管理に関する協定書、この中でお約束したもので市がやってないことがあるかどうか、そしてまた、これも含めて経緯の中で、振興協会がこの病院経営の中でお約束したこと、なされているもの、なされていないもの、まずその確認をさせてください。

健康増進課長

協会との協定書の中で取り決めが行われているものにつきましては、まず交付金の支出を市のほうとしては病院側にやっております。それは交付税の算入した額については全額協会のほうに出しております。それと約束の中で重要な部分といたしましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、医師の確保については32名ということが当初から言われておりました。その部分については現在でも確保には至っておりませんが、引き続き確保に努めておるところでございます。

江口委員

まず、お金の話に関して、交付税に算定された分に関しては全額渡している、そのとおりですね。協定書の第6条交付金とございます。甲は病床数及び政策的医療に算入される交付税の範囲内で乙に交付するものとし、その交付額は別途年度協定に定める。2項として、甲は乙に行わせる管理業務を対象とした国及び県からの補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。2号の補助金については全額を渡しますと、相当額を交付するものとするですから、全額をお渡ししますと。ただ6条第1項ですね、交付税について

はあくまでも交付税の範囲内でやっておりまして。ただ飯塚市としては最大限先方のほうに今のところはお渡しをしているという形です。他方で医師の派遣については、残念ながら十分な形がなされていない。平成18年の特別委員会の記録をずっと読んでいたんですが、この頃言われている中に、このような部分があります。これは18年の10月19日の会議録の中なんですが、病院老人ホーム対策室主幹の答弁という形で、まだ現実としては振興協会の病院となっていないんだけど、努力をしていただいて協会につきまして今4名派遣されている。そのほかにも派遣の話は後で出てきます。いま協会のほうから派遣をしていただいている医師ですね、協会が自前で派遣をしている医師というのは、先の委員会で確認をしましたが、1名というような形でしたが、それについては間違いはないでしょうか。

健康増進課長

間違いございません。

江口委員

当初のお話ですね、この中でもこの振興協会というのは1500名以上の正会員、1552名の正会員、うち自治医科大学卒業生1519名を抱えて、いろんなところの病院に指定管理であるとか、直営であるとか、運営しながらやっているんだと、ここにお任せをしたらきちんと医師を派遣していただける。そう思っただけの選択であったかと思いますが、現状については残念ながら厳しい事例が。そしてまたそれを、そのことによって実際に休診となっている部分もないんですかね。ごめんなさい、休診はないそうです。

次に行きます。今回40億という大きな投資をするわけです。先ほどから言ってますように、約束の中ではこのように10月5日の委員会の中では次のように言われております。費用負担でございますが、病院の運営費、維持管理費、修繕費、建て替え費、医療器具購入費、損害賠償保険費など病院に関する一切の費用は社団法人地域医療振興協会が負担し、飯塚市は財政負担を一切しないとしている。このような一切の市の費用負担がないというのは再三出てくるんです。他方で、これが本当に守られているのかというところで疑問に思うことがいくつかございました。今まで病院に対する支出の中でこの交付税相当額以外に市が支出した部分があったかと思いますが、その点についてどのようなものがあったかお示してください。

健康増進課長

交付税以外の支出についてはしていないと思います。

江口委員

思いますと言われましたが、基金の中からお出ししてますよね。医療機械の分、医療機械でしたかね。これ確か1億掛ける2年ぐらいではありませんでした。このあたり確認できますか。

健康増進課長

失礼いたしました。移譲を受ける19年度に産炭交付金を労災病院を買い取る時の一部といたしまして、産炭交付金5000万円を、確か充てていると思います。それは一般会計で受け入れて、それを出す形でやっております。

江口委員

5000万円の1回でしたか、ちょっとその額についても私の記憶と違うようであります。また今のお話だけだとしても、当初のこの部分に関しても、この買い取りに係る費用についても基本的に振興協会が見るという話だったですよ。基金を使うということは、ある意味、飯塚市にとってこの基金は何も市立病院だけにしか使えないという基金ではありませんよね。他の選択ができるものについて、この市立病院にのみその金額については使ったというような形で間違いはないですよ。他の選択もできたんだけど、その分の金額に関してはこちらのほうに突っ込んだという理解でいいですよ。

健康増進課長

その基金については他の用途でも使われたというふうに説明があっただけというふうに記憶

はいたしております。

江口委員

今回ですね、本会議の議案質疑の中で特例債をこの部分に充てるんだというお話がございました。この点について再度どの程度充てるのか、そしてまたその部分ですね、特例債を充てることによって振興協会ですね、病院側としてはどの程度のプラスになるのか、そしてまたその特例債を充てることを選択をした理由、この3点をお示してください。

健康増進課長

本会議場の議案質疑の中でもご説明をいたしました、今回の事業につきましては75%が病院事業債、残りの25%を特例債を活用して行うようにいたしております。現実に今回40億6195万2千円の事業費を計上いたしておりますが、その中で交付税措置分、これは事業費で案分した形になりますけども、13億9622万円、その残り分の26億6573万2千円が協会が負担する形になっております。これはあくまでも元金だけで利子は含まれておりません。このように負担といたしましては交付税が事業費の3分の1、残りの3分の2が振興協会の負担となります。この合併特例債を活用することのメリットといたしますと、本来病院事業債のみであれば交付税措置というのが22.5%ということになります。特例債を活用すれば交付税が70%となりますので、ここの差額の率が協会にとってはプラスになるということになります。

江口委員

総額としては、合併特例債というのは、25%というと40億6千万円ですので、ざっと10億1千万円程度が特例債というような理解でいいんですね。もう1つ確認したいのが、そのことによって病院として得をするのが実際の負担額として26億6000万円となると。他方、これがなかった場合、これがなかった場合は病院の負担としてはどのぐらいになります。

健康増進課長

特例債に係る分の協会の負担分といたしましては、現時点では3億462万円ということになります。これを病院事業債で借りるといたしますと22.5%が交付税算入額になりますので、その金額が2億2846万5千円、この差になりますので、7600万円ほどのメリットがあるということになります。

副市長

ざっくり言った話で申しわけありませんが、仮に40億とすると大体10億ですよ。25%ですから。これは合併特例債で行くと交付税関係が、正確にいくと95%の70%なんです。それでいきますと大体66.7%ぐらいなんです。ということは10億の合併特例債であれば、交付税措置は、例えば6億6700万ぐらいということですね。7億ありません。仮に7億でもいいんですよ。それに22.5%ですから、その差だけは、だから仮に7億と2億2500万であれば、4億8000万ですか。だから7000万まではないと思います。だから病院側のメリットとしては7億と2億2500万の差だけが合併特例債を使うメリットだということですね。仮に10億で置いて70%でいけば。

委員長

きちっと出して。きちんとした答弁ができるように、調べるものは調べて、計算するものは計算して。暫時休憩いたします。

休憩 11:14

再開 11:14

委員長

委員会を再開いたします。

健康増進課長

すいません。先ほど実質の協会の負担額のほうで言ってしまいましたので、改めて説明をさ

せていただきます。特例債の該当する金額が10億1540万円、これに対する交付税額が7億1078万円といま現在なっております。それと先ほど言いました病院事業債を活用した場合については2億2846万5千円でございますので、その差額が4億8231万5千円ということで、この分が協会側の特例債を借りるときのメリットというふうになります。

江口委員

ぜひ資料を出していただきたいんですが、まずですね、この建て替えに関してですね、建て替えをした後、いま40億というのは建て替え事業だけの経費ですよ。これからあと、医療機械等が入るわけですよ。そこも含めてどの位の事業費がかかるのか。そして併せて、その部分も当然のことながら支払いが発生しますので、その返済計画、これについてこうやって払っていきますよという分ですね、返済計画。そしてあともう一つ出していただきたいのが、特例債を25%使うと言うんだけど、そうじゃない場合ですね、先ほど言った病院事業債、これが満額使えるかどうか、また満額使えるのであれば、満額を使うとこのぐらいの交付税措置額があって、協会負担がこのぐらいあると。そして支払いとしてはどうなっていくと。現状、私どもが確認しなくちゃいけないのは、この病院が建て替わると、じゃあそれに対してきちんとこれから先も支払えるのかどうか、そこを確認しとかなないと。建て替えたはいいんだけど、支払えないという話になったら、それこそ振興協会が手を挙げましたと。そうするとそれこそせっかく確保したはずの地域医療が、この地域の方に提供できなくなるわけですね。これを避けるためにある意味、特例債の理由に関しては、経営安定化という話もちらっと聞いたことございますが、そのためにやるわけでしょう。ですよ。そしたら本当に安定してやれるかどうか、厳しいけどお金の部分を確認しておかないと、働く方々にとっても、そしてまた通院された方々、入院されている方々にとっても不幸なことになりかねないわけです。その部分を確認しないままでこの予算をゴーサイン出すわけにはいかないと思ってるんです。支払い返済計画、そしてまた医療機械とかも含めて当然のことながら建物を建てたら、いま庁舎の話やっていますけれども、新庁舎が建て替わったら維持管理費用も発生します。維持管理費で変動する部分がプラスで発生するのであれば、その分の支払いをどうしようと考えなくちゃいけませんし、まずその出の部分、返済計画を出していただだけませんか。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたしますが、ただいま江口委員からの要求のっております資料は提出できますか。

健康増進課長

提出いたします。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員からの要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 11:21

再開 11:33

委員長

委員会を再開いたします。資料をお手元に配分していただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

江口委員

本来、こういった収支見込み等々は当然のことながら必要な資料ですので、最初から資料を

提出していただきたい。そうじゃないと審議できないですよ。ひとこと言っておきます。これをぱっと出されてわかりづらいので、説明してください。

委員長

課長、さきほどの公募かどうかという確認も併せてお願いします。

健康増進課長

それでは先に、先ほどの公募の件に関してご説明をいたします。先ほどの公募の件につきましては、平成19年6月12日に出されています指定管理の指定についてという議案がございます。この部分で4の決定方法及び理由というところに、公募は行わないということでしたしております。

次に、いまお配りしました長期収支見込み表のご説明をいたします。これは平成20年度から、一応50年までは載せておりますけども、基本的には指定管理期間は30年ですので、49年までということでご理解をお願いいたします。まず平成20年から23年度につきましては、実績をお示しいたしております。24年から以降につきましては、計画ということになっております。まず事業収益のほうでございますが、入院診療収益と外来診療収益の2つと、その他の事業収益から成り立っております。ここで平成24年度以降の入院患者数、平均入院患者数と1日平均の単価から入院収益を割り出しております。同様に外来収益につきましても実績のほうから推計をいたしたものでございます。その下が事業費用ということになりまして、これも決算ベースから考えたところでの組み立てをやっております。人件費については1%、25年度以降1%、29年度以降は同額という形で見えておまして、材料費については事業収益の20%を見込んでおります。設備関係費につきましても、これは新規分を含めてこの中に計上して最終的な経常利益が表の一番下のところでございます。これで見ますと、24年度以降新しく借入れを行った場合についても2千万円から3千万円ぐらいの収益が出る計算になっております。下のほうの医療機器関係の分につきましては、これは個別に予定をしております医療機器の借入年度と工事の実施年度から起債で借入れる額の予定から利率設定、医療機器については年利0.5%、工事につきましては1.8%の利率から償還額をだしております。これが、先ほど言いました上のところの設備関係のところの費用に表されております。この表の一番下につきましては通常分の医療機器の買い替え等も起債で借りない部分、突発的に出てきたものについても5千万円ほどで一応予定をした中での収支見込みを立てております。

江口委員

わかりづらいのでお聞きします。医療機器については、この表では6億5060万円の購入で、それを年利0.5%、5年償還でやるというふうな理解でいいんでしょうか。まずその点から。

健康増進課長

表の下の方に網掛けをしている分、機器と書いてあるところをご覧ください。既に23年度の分は借入れ額が確定しておりますして7560万円、それ以降については24年度から26年度までにつきましては24、25が1億円、26年度が3億7500万円、これを借入れ期間としては5年で償還するという形になります。

江口委員

医療機器については、これだけの買い替えで済むというふうな理解でいいですかね。いくつか見たんです。京都府亀岡市立病院の建設事業費で見ると建設事業費は32億6400万円に対し、機器等整備費は10億2千万円、約3分の1であります。もう1つは、新大山市民病院の建設のときの費用算出根拠なんですね。ここについては、工事費については1床当たり大体1500万円で作ると、対して医療機器に関しては1床当たり大体450万円、3分の1弱位なんです。というふうなところを見ると40億円の建設事業ですので、10億円強の医療機器がかかるのではないかと思ったんですが、この6億5000万円、これで済むと。これに

についてはもう振興協会と打ち合わせたうえで、これで済むと、というふうな形でよろしいでしょうか。

健康増進課長

今あげております機器の金額については、振興協会と打ち合わせた中で、この金額でということになっております。先ほどそれとは別に説明いたしましたが、一番下の医療機器等というところがございますが、これが通常分の起債を起ささないでの買い替え、今現実に毎年少しずつ買い替えておりますけども、その分については5千万円ほどを見ております。先ほど実例を挙げてお示しになった分でございますが、この医療機器については、今回建て替えについてもベッドとかそういったものは極力、今の現状のものを使うということで、圧縮した形の組み立てになっています。

江口委員

もう1点、今お話にあったこの下の方の医療機器等、そしてまた真ん中にある網掛けの医療機器、そして一番下のその他の分ですね、これに関しても上の表に入っていると考えてよろしいんですか。上のどこの部分に入るんでしょう。

健康増進課長

ここの起債を起こした分につきましては、上の表に先ほど言いました設備関係費の新償還負担金のところに各金額が入ってくるようになっております。それで、例えばですね、24年度のところの数字で今新償還負担というところがございますが、1386万7千円がございますが、これが工事費の下のところに合計というのがちょっと小さくありますけれども、そのところの24年度分の1386万7千円と合致することになっておりまして、それ以降この数字が上の償還負担というところに反映されるような形になっております。字が小さいのでわかりにくいかと思いますが、5千万円の分については購入した分が今度、減価償却費のところに反映されて入ってくるような形になってまいります。これには数字としては特典には出てきてないんですけれども、この中には入っています。項目があがっていないのでわかりにくいと思うんですけれども。

江口委員

私の問題意識はある程度はっきりしてるんです。この借金が返せるかどうかだと思ってるんですね。40億6千万円をかけて新病院を建てる、そしてまた、今のお話ですと6億5千万円の医療機器を買くと、通常でも5千万円の医療機器の更新をやっていく。そして、新しくなって維持管理経費も変わっていくわけですよ。他方で損益計算書を見ると、4年間だけでいうと、20年、21年は真っ赤っか、1億5千万円の赤字、1億7千万円の赤字、そして22年度がざっと1億3千万円の黒字、そして昨年度の平成23年度が6千万円の黒字なわけです。この推移を見て、じゃあ、お金を返せるかと思ったときに、今ここにあるようにこの工事費の分を見ても、ここの工事費40億6200万円の下の償還計画を見ても、ざっと1億7千万円近い返済が毎年毎年あるわけですよ。1億7千万円の返済が出てくるんだけれど、本当にこれが返せるのというところなんです。返せない病院は手をあげることもあり得るわけですよ。振興協会として、もう、これは回らないので手をあげるということもあり得るわけですよ。本来であったら、あってはならないことだけど、30年の指定管理期間をきちんとやっていただく。そのために設備を更新するという形なんだけど、現実に本当に返せなかった場合、そうやって手をあげたときに、そのときに、この工事費の返済がどうなるのかなんです。今、この表の中では返せるという前提になっているんですけれど、経常利益を見るとざっと2千万円から3千万円前後の経常利益が出るというような形になってはいるんですが、本当にこれが達成できるのかどうか。他方では実績でいうと、言ったように頭2年は真っ赤っか、それから後半22年度、23年度は黒字にはなっているけれど、あくまでもこれは地方交付税ありきの数字ですよ。平成22年度でも2億2千万円、そして平成23年も2億5千万円の交付税が

あつてからの経常収支の黒が出てると。この地方交付税がこのまま、この計画の中でも事業外収益で出てくるわけですね、表の下の方、下から3つ4つ目ぐらい。ざっと2億5千万円ぐらい、2億4800万円の数字がずらっとでてきているわけですが、これが本当にくるものとして運営しているのかと思うわけです。この市立病院と振興協会との、そこら辺の厳しいね、この入院とか外来についても数字の上では黒にならないといけないんで、伸びている数字になっておりますが、これが本当に大丈夫かどうか、その点についてはどのような審議がなされたのか。お聞かせください。

健康増進課長

まず赤字になった場合ということでございますが、基本的には前回、前々回でしたか、その部分の、撤退とかいうことにはなってはならないということでございました。その部分については確約書を結んで、その分は本部が負担していただくようにということでやっております。それと今でも現金ベースの分について、足りなかった分については協会の方が貸し付けの形で現金を融通しています。この計画でそのような形になれば、当然本部の方でその分を借り入れなどした中で運営ということになると思います。それと最後の交付税の見込みと、あと患者数の見込みということでございますが、現時点で、交付税の動向というのがわかりかねますので、現時点で今もらっている金額をベースにして計画を組み立てております。それと入院と外来の患者数でございますが、今の現状から考えればふえているところもございますが、22年度で平均で204.8ということで、入院患者数、1日平均患者数があります。アッパーをそれで見たとところの計画を立てております。それと、同じく外来についてもアッパーのところに近い形の分で計画を立てております。現実に最終的にどうなるかということは、当然わからないんですけども、今の現状で考えて可能な数字で組み立てをさせていただいております。

江口委員

いま担当課としてはアッパーでというお話がございました。確かに平成22年度の入院患者数204.8人です。それと近い数字なんですよ。この数字で見ると。ところが昨年度については186.6人なんですよ。当然のことながら収益が大きく変わるわけですね。そのリスクをちゃんとチェックをしているのか。担当課はそのようなお話が出ておりますが、担当部長というよりも副市長、その点についてこれで本当に大丈夫かというね、きちんとしたチェックをなされたのかどうか。そのチェックのときに例えば、実際にこれで金を借りるとしたら銀行さんこれで金を貸してくれますかっていうふうなところ等々は、このあたりの地域の金融機関であるとか、そういったところにお話に行ってみるとかいうふうなことはされたのかどうか、お聞かせください。

保健福祉部長

ただいま先ほど課長がご答弁いたしましたけれども、まず入院等の人員の件ですが、今まで最大で204人というようなことで、23年、24年は下がっているような状況でございますが、平均的に見ますと大体200人程度、新しくした場合には見込めるんじゃないかというところで、病院とも考えておりますので、私どももその程度は見込んでいいのではないかと考えております。それとまたどうしても赤字になってということになってきますと、これは飯塚市立病院の単体のところではございませんで、振興協会との約束でございます。どうしても赤字ということになってまいりますと地域医療振興協会のほうからの確約書も出ておりますので、その分の赤字については約束が滞るというようなことはなかろうと思っております。またその分について銀行等ということでございますが、そういうふうなお約束もありますので銀行等についてはお話しはいたしておりません。

江口委員

市長は民間会社の社長としてこの新しい飯塚市に赴任して、今でも民間会社の会長をなされ

ているわけです。それなのに、このリスク管理について非常に甘いのではないかと考えています。過大な計画をつくってやっていて、そして実際に回らなかった。そうなったときに、どのような影響があるのか。それをしっかり考えなくてはならないと思っています。他方、振興協会と確約書を取り交わしていると、だから大丈夫なんだというお話がございましたが、振興協会は今でもかなりの数の医療機関を運営されております。直営しかり、指定管理しかり、その中でも新病院の建設という部分もいくつも出てきます。ここにあるのが平成24年度の地域医療振興協会の事業計画です。これを見ても新病院の建設というのが1つや2つではないわけです。かなりの数があるわけです。これがすべて振興協会の負担になるわけではございません。自治体のほうで私どもよりもさらに負担するところもありますが、本当にこれが大丈夫なのかどうかに関してはしっかりとしたチェックをしない限りは本当にゴーサインを出した、結果として、赤字が膨らみ本体のほうにきちんと払ってくださいよといっても、いやもうこちらで遠慮させていただきたいとお話が出て、そのときに財産が残っているかどうかですよね。先方のほうに財産があれば赤字補てんもあるかもしれませんけれど、財産が残っていないケースさえあり得るわけですよね。そういったときにどう保証していくのか。確約書というお話がございました。確約書について法律顧問のほうからはこれがベストではないという意見がございましたよね。確約書並びにそれに対する法律顧問の意見、こういったものがあつたか、お聞かせ願いますか。

健康増進課長

前々回の委員会でもご説明いたしましたが、担当法律顧問の分で問題になっている部分が金額等の明示がない文章であるので、その部分についてはちゃんと明記することが望ましいということでございました。その部分につきましては、まだ借入額が確定していない段階でございますので、随時借入れ額が確定した段階で改めて向こうと覚書をする形になるかと思えます。

江口委員

担当弁護士、顧問弁護士の意見、そこを読み上げていただけますか。

健康増進課長

法律顧問の意見といたしましては、起債の主体を協会とし、市は交付税分を負担するとする内容が最善である。これはちょっと制度上できないんでございますが、この確約書を根拠に協会から指定解除の負担を求めることはできる。但し、確約書は金額等の細部が明確でないため指定解除時に金額等を明示した文書を受領することが望ましいというふうになっております。

江口委員

この法律顧問のほうからの意見としては、基本的に市が借りるのではなくて、運営する振興協会に借りてもらいなさい、それが一番いいんだよって話ですよ。ただ今回の形にするにしてみても金額が明確でないと。それをきちんと入れてもらいなさいと、それに関してはやるというお話なんですけど、ただいくら確約をしてもない袖は振れないんであります。ある意味財産が残ってないと、とれないわけですよ。この確約書は、これは借り入れっていう形なんですか。これは法的にいうとどういうふうな形になるんですか。そして、これが問題になったときにはどういった形でこの支払いを求める形になるんですか。例えば事故があつたと、これが払えないという話になったときにどういった形でこれを請求する、請求するといふのか。賃貸借の契約とも思えませんし、この確約書自体はどういった性格のものなのか。一方的にある意味これは契約書ではなく、覚書のような形にも見えるんですが、だから心配をするわけですが、この確約書の法的性格としては、どういった形になるのか。そして事故があつたときにこれを盾にどのような請求行為、裁判とかになるんでしょうけれど、そういった形になるのか。お聞かせいただけますか。

健康増進課長

この確約書がどういう意味合いといたしますか、どういう内容ということでございますが、今回、法律顧問との話の中では、今後借り入れた場合について支払いが滞るとか、もしくは撤退するとか、そういった分についてこれで相手に負担を求めることが可能でしょうかということでお伺いをしております。その中で先ほど問題になっておりますように金額等が明記していない部分があるので、そこを明記すればその分は負担を求めることができますよという内容でございましたので、私どもも今回、協会とこういった形で結んでいるわけでございます。

江口委員

求めることは、書いてあるから払ってよというのは、それは自由でしょうけれど、自由というかそれは当然のことながらするべきでしょうけど、じゃあ、いや払えませんかとなったときに、これを盾にどのような形がとれるのか。税理士の方に見てもらったんです、これ。そうするとこれがあってもねえというお話でした。これでするんだったら、例えば保証人をきちんと取るべきじゃないのかと。これだけの金額なんで当然のことながら一人ではなくって、複数人、例えば役員全員、理事さん全員の保証とか、個人保証とかいうのをとるべきじゃないかと。当然のことながら、会社、民間でしたら民間病院がやるときでも当然のことながら銀行さんとは消費貸借になるでしょうし、お金の貸し借りという話でしょうし、それに対しては保証をきちんと求める担保となるものを確認する。してからじゃないと融資をしないというお話なんです。これでこういった形になるんでしょうか。

健康増進課長

そもそも借り入れ部分の交付税を除いた分につきましては、協定書の中で協会が負担するようにはまず取り決めがあります。それを確実にしてもらうために裏付けとしてこういった形で別に今回協会と締結しておるわけです。それで、まず今回の起債をするにあたって、その部分は飯塚市の財産でございますので、当然、例えば払えなくなってもその分は市の所有というふうになります。ただ、払えなくなったらその分はちゃんと本部が払うというような形で負担は絶対求めますよという形になっておりますので、私どもは今回結んでいる部分で、請求は可能ということでございますので、それでやっていきたいと思っております。

江口委員

これだけの数の病院を運営していく中で、飯塚市立病院だけが赤になることだけではないわけですね。例えばある病院でも赤字になることがあり得る。片っ方では黒字になることがあり得るかもしれませんが、支払い能力がないこともあり得るわけです。皆さん方が、例えばお金貸してくださって言われたときに、お友達なんで返ってこなくてもいいやと思って貸す分はいいかもしれませんが、きちんと返ってきてほしいと思ったら当然のことながら、じゃあ、それをどうやって約束してくれるの、一筆書いてくれるだけじゃ心配だったら、大きい金額だったら、それだけじゃなくて何か担保になるもの出してよねっていうのが当然のことだと思っておりますが、そういった議論をですね、この特別委員会でもなされているんですよ。特別委員会中でも最初の協定書を結ぶ際に保証人を求めてはどうかと。その保証人についても市のほうもそれについて十分検討するといった経緯もあるわけです。当然のことながら最初の分に関しては、どんな事情があって、保証人がつかなかったのかわかりませんが、当然のことながら今回、これだけ多くの投資になるわけです。ある意味手をあげられてもう払えんよとなったときに、次の病院運営主体も決まらない、例えば決まったとしても私どもはそれに対して、そこでやっても建設費については払わんよという話になると、その分の、借るのは飯塚市が借りるわけですね。起債としては、これだけの金額を借りて穴をあけるわけにはいかないので、そうすると、その保証をどう見るのか。実際にこの収支が回るかどうか、そして実際に払うと言っているんだけど、それが十分担保がとれるのかどうか、確認すべきだと思っておりますが、そこについてはいま言われた形だと振興協会の本部に払ってくださいと求めるという話でございましたが、それ以外、そこに対してこういった形で払っていただく目算があるのかど

うか、具体的なものがありましたらお示しいただけますか。

副市長

言われるリスク管理という面から言いますと、確かにその辺はあろうかと思いますが、あくまでも行政としてはこの労災病院の後を市立病院として安定的にきちっと市民の皆さまに安全安心な医療を提供していくという大きな使命でやっております。そして今でも市長も同じですけども、医療振興協会のありようを云々言いますと、果たしてこれにかわる以上の条件で引き受け手があるかと思うと、考えてみた場合には私は恐らくないだろうと、それは私はなかなか難しいと思うんですね。やはり一定のですね、お互いに安定的にしてもらうためには、もちろん長期収支見込みを出してもらうにあたっては、きちっとある程度あまり甘いことではなくて、建設費も圧縮して、将来的にも掛かった経費がきちっと返還できるような返済計画を事務方とはきちっと詰めてくれと、大ざっぱに言って今言われるように、最終的にこの病院が行き詰まって云々ということがあってはならないことですから、基本的なその辺は十分に詰めてやってくれと、ただ医療協会自体のあり方がたくさん病院をやっているからどうだこうだと、このへんになってくるとなかなか話が難しくなってしまう。飯塚市と医療協会が結んでいる協定の内容が、私はある意味では他のところ、いろんな協定の仕方があるんでしょうけれど、そんなにうちよりもいいところは余り私は知りませんし、医療協会も引き受けにあたっては一定のリスクを背負ってますし、ただ先ほど言われたように当初から保証人云々もありましたけども、指定管理者についてはすべからくこの病院だけでなく、指定管理者をするときはすべてに対して保証人を全部つけるかという制度的な問題も起こってきましようし、一応行政としては、確かに振興協会には新しければ今まで以上に努力してもらわなければいかんし、何よりも当初あります医師の確保には最大限努力をしてもらわなくちゃなりませんけれど、効率的な運用をしてもらってこれ以上に収益をあげてもらおうようにしっかりと頑張っていたきたいというふうに思っておりますし、今のリスク管理から言うと話が堂々巡りになっておりますが、余りリスクのことばかり言うと、何も逆に言えば取り組めない。もちろんリスクも当然我々も十分その辺は考えてなくてはなりませんけども、万が一のときには法的な最終的にはいろんな手段もあるかもわかりませんが、そういうことにならないようにすることがまず先決でございますので、そういうことでひとつご理解をお願いしたいというふうに思っております。

佐藤委員

ちょっと自分のほうからも質問したいと思います。担当課長がですね、公募か公募でないかということを知らなかったんですけども、これは経緯はですね、公募しなかったんですよ。齊藤市長が政治判断でこの地域医療振興協会、議会も余り知らなかったんですね。ここはもう間違いないと、医師も32名常勤を集めますと。国の交付税以外は財政支援は一切しないと。先ほど言われたように改築、建て替えですね、修繕費、機器購入等は一切やらせませすということでしたに説明があったんです。なおかつ、そうっておきながら、今さっき出ました産炭資金の助成金を1億円要求されて5千万円したんですね。だからどれが本当かいまだにわからない。担当課長としてその経緯を知らなかった。公募か公募でないか知らなかった。副市長も部長もそのときにすぐ答弁できなかったということは、余りに経営がわかってないんじゃないかということが1点ですね。当時の部長はですね、この助成金のことについて、すみませんと陳謝されているんですよ、本会議で。許してくださいとも答弁されているんですよ。その辺知らなかった。経緯を知らないでね、こういう建て替えの事業を交渉されていることについて私も疑問に思うんですが、その辺いかがでしょうか。

森山委員

先ほどちょっと大きな声を出しましたけども、さっきちょっと言ったでしょう。全体の過程をずっと言ってくださいと。副市長は今の形だから、多分こうやから、飯塚市が建てるんだから、こういうでしょうとも言われる。しかしその過程がいま佐藤委員が言われるごと、お金

はかからん。いちいち聞きました、ばからしい意見まで。そしたら、そういうことはございませんで、市が単費で出すことはございませんと。それなら、そげな大きな医療振興法人ならば絶対来てもらわないけんよね。いいよね、32人もそろえますと。そげんいいと、売地の問題もありました。それも受けていきましょうと言われた。そんだけ立派なことならね、絶対賛成せないけんよねと。しかしね、そこの過程のときにいろんな形、さっき江口委員が言ったけど、市と銀行はオンリーでしょう、絶対間違いなく。しかし市からこっちに貸すときに、その無駄が変なことになっちゃいけないから、保証人はいかがですか。これは皆さんわかってあると思う。市と銀行はいいさ。市とこっちの場合のことを江口委員は言ってあるし、私もその前の過程をさっきから言っているでしょう。過程が違うから、今現在は副市長の考えでいいでしょう。その前の過程がね、ここまで来るまでの過程が非常にベターな条件だったんですよ。だからみんな賛成したわけ。そこのとこね、もう一遍、昼からでも結構ですから、暫時休憩していただいてもう一遍ゆっくり話して、その辺勉強してね、話してみらんですか、そしたらこの問題すぐ片付きますよ。そこんとこだけ。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:14

再開 13:01

委員長

委員会を再開いたします。

健康増進課長

まず労災病院から、市が引き受けた経緯の中で、交付税以外の単独の財政的な支援をしないという点でございしますが、その部分については協定書の中にも盛り込まれておりますが、その中で、前段で以前、先ほど5千万円の話をしていただきましたが、産炭地活性化基金を入れた中の借入金の減額ということをやっております。その部分については、その当時の企画調整部長も用途については間違いであったということは認められて陳謝をされております。それ以降、20年度以降の協会の運営につきましては市の方から交付税以外の単費で財政支援を行うことはしておりません。

森山委員

結局、副市長と僕がお話をさせていただくと、副市長は今からの話をしてあるわけですよ。私たちは前からの経緯、流れを知って、今言われるので、なんでですかと聞きよるわけ、が1点ですよ。だから、なんでその、合併特例債を使わないいけないのか、わずか、何千万が知りませんが、使わなきゃいけないのが1点ですよ。それともう1つは、結局病院の問題については、経営してやっていただかなきゃいけないということはわかりますけども、ここに、やはり、お願いして来ていただいた中において、余りにも、変わってきとるわけですよ。当初からの話が。だから、そこを基準とせんと、今副市長が言われる、病院がこうだから、住民に迷惑をかけたらいかんから、こげなんふうにせないかんじゃないですかと言われるけど、その前にかたづけとかないけんじゃないですかと、僕らいつてるわけ。それとあなた達ちゃんと議事録を読んでこられたら。僕らも一応読んできて、確かこんなふうな形で、前の部長さんは、企画部長さんはそういうふうな話をしてありましたよねということで納得しとるわけですよ。その時点まで、5千万円の問題でもね、仕方ないなと、みんなそれなりに妥協したわけですよ。やはりやっていただかないけないと。だから非常に、僕がちょっと、私の聞き漏れたかもわかりませんが、建設の設計の問題でも、これはどげんなつちよとですかとか、いろいろ含めた中でですよ。これだけの6千万円の利益が出たならば、それを全部むこうにもっていかんでなんかせないかんじゃないですか、これが1点。6千万円の利益が上がったのは、32名に医者を雇用できなかったから、その利益やないですかと、私はそういう質問も、ちょっと前々回の

委員会ですべてもらった経緯もあるわけなんですよ。だから、そういうところがあるんで、やっぱり何もかもが向こうオンリーで来てるんで、もう少し行政としての立場におくならば、副市長がいうようにうちが建てるんですよ、うちがやるんですよというならもう少し入っていただけないでしょうかというのが1点。それと、江口さんが言わっしゃる銀行と行政はいいですよ、行政と法人の、病院の契約というはまた別だと思っんですよ。そこに心配してるわけ。しかも30年ばい。我々は生きてるのか生きてないのかわからん。だから、そのためにも、きちとした議事録を残さないと、後から来た議員さんたちも分からないし、いずれ儲けていけばいいですよ、低迷になったときに、どういう状況でどうなりましたかという問題のことを、我々が生きてる間は責任を持たなきゃいけないじゃないですか。そこんともう少し慎重審議をして、やっぱり契約の問題、この問題、自分に置きかえて、行政がしてるから俺たち関係ないじゃなくて、その件にやっぱり責任をもってせんと、やっぱり。僕らでもそうで、言ったことに責任を持たないかんわけやから、そういうところをもっと慎重審議をやっていただいて、「と思います」とかじゃなくて「そうです」といってもらわないと、僕らも含んだ形で受け取らないといかんじゃないですか。要はそういうことです。今後、今からの委員会の中で、そういう形でね、ピシッと進めていただきたいなと思っております。答弁はいい。

佐藤委員

今の森山委員と同じですけれども、やはりそこを熟知してこれから交渉していただきたい。合併特例債を使うことによって、課長はああ言われたんですけども、それだけ経営が安定すると。市はそこまで考えてやってるんですよ。ただ、その地域医療振興協会がそれをわかっているのかどうか、私には見えない。医師の確保についてもそうです。飯塚市が一所懸命努力して、何とか32人まで持っていったようにしか、私は見てません。地域医療振興協会が努力して医師の確保をしたという姿が見えない。その辺はぜひ今後見せていただきたいと思いますが、それと合併特例債も私はある意味、市民の財産だと思っております。この特例債をここに活用しなきゃいけないのかという理由が私にはよくわからないですね。地域医療振興協会のことを思っているとしたら見えません。これは確認なんですけど、この合併特例債、ここで使わなかったら他で使えるんです、ですね。小中学校の改造とか、新築等々で使えるんですけども、ここで使うことのしわ寄せが他の施設にこないのかどうか、その辺部長ではあれでしょうから、副市長、こないのかどうかをお伺いいたします。

副市長

合併特例債は一定の要件を満たせば当然他のところでも使えます。ただ、この市立病院の建て替えにつきましては、ご存知のように一番古いところは昭和34年です。私がこの立場になったときに周りの済生会がああいうふうになりました。飯塚病院がある。それから潁田病院になりました。市立病院として市民の皆さんに医療を提供するときに、そんなに古いなら、ただし医療振興協会のほうには、一部合併特例債は4分の1しか使えませんけど、しかしそれ以外の単費の負担の出る分については全部あなたのところで見れますかと、見るという条件であれば、その建て替えの検討もいかがだろうかと、逆に言えば飯塚市から合併特例債以外は何も便宜を図りませんよと。それで財政計画あたりもたつのであれば建て替えもどうですかという投げかけの中で、ぜひやりたいということで、正直言いまして向こうから当初その基本設計なんか上がってきたときにですね、今あげております金額の2割強、もっと高かったんですよ。そんなことではとてもうちも、そこまでは無理だよと、もっと圧縮してくれとずっと交渉をやって、新しくなるところを少し既存の施設を活用して改築して使いましょとか、予算も圧縮させました。それとこの収支計画を、先ほど江口委員から言われたように、こういうのは当然、当初に恐らく行政側としては提示すべきであったと反省をしております。この収支見込みがないと当然我々はお任せしとるわけですから、安定的に30年という長きにわたってお任せしておるわけですから、それに少しでもという形で合併特例債ぐらいは協力できますよ。しかしそ

の合併特例債の単費の分はおたくのほうで、医療協会のほうできちっと負担してくれというふうな形で、それもやりましょうという形の中で、この財政計画収支長期見込みをたてた中で、大方これだったらいけるだろうということで、実はゴーサインを出して、合併特例債だけに言えば、仮にここで使わなければ、他で使えます。だから他に使えるから、使うための事業を考えるかというそれは別です。必要であればやりますし、必要のないものについては合併特例債、極端に言えば3割は単費負担が出るわけですから、使い切るということではなくて、必要であれば使えますけども、合併特例債を使い切るための事業は計画していないということだけはご理解をお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

森山委員

合併特例債を使い切るとか使わないとかいうことじゃないんですよ、はっきり申しましてね。ただ問題とすれば、先ほどから1つ問題点は、こう言う導いて話しているような形になりますけども、そうするんであるならばね、借り入れしたときに、銀行の問題のときに、市から医療振興協会にするとときに、どれだけの条件として、がっちり固めた中でね、間違いがないようなことをやれるかやれんかということも、非常に後でね、きょう言っても難しいと思いますけども、そういう形で一つ一つ固めていかないかんと思う。ただ、いま佐藤委員がちょっと言いかけた分があるんですけど。例えば小中一貫の合併問題があります。そのときにいろいろ形が変わってきたじゃないですか。もうお耳に入ってると思います。平恒から楽市に変わった。道路整備の問題もある。これはうちの委員会とは別として、そういうところにですね、やっぱり50年、60年は小学校を建てないかん。またそこが逆に言えば、防災の避難場所にもなる。そしたら全体的に周りもきれいに整備していかないかんだろうと思っております。そういう意味で、この合併特例債の使い方というのはそこだけじゃなくして、あるんじゃないかなと僕は思っているわけ、我々議員としていたしましては。だからそこんとも大きく考えて、たかが4千万円とか5千万円とか言うんだったら、じゃあ小さな幼稚園のバスとかたかが100万円よ。そのときはやんやんわんわん言う。この大きい数字になったら案外かけ離れているから質疑もないし、そうかなという程度で終わるけど、本当に小さく考えてきたならば、この特例債にしる、まだまだ大きな事業はつくらなくてもいいんだけど、使い道はなんぼでも、活用される場所はあると思うんですよ。それは今回の問題のまず第1点だろうと私自身は思ってますんで、そういう中ですね、この特例債、簡単にこうやけんといってやっていただけると、ちょっと気分が悪いなと思っております。もう一回戻るけれど、最初からずっと言ってくれんですか、そうしたら我々も納得しようし、こういう形でスタートしたいと、しかしそこに我々も言わんことにはガス抜きできんやないですか。議事録にちゃんと残っておるわけやから。逆に言えば僕らだまされたのかとなるわけよ。また僕ら逆に言えば、自分の勉強不足やったんかなというふうに考えるわけですよ。そのこともね、時代が変わればすこし変わってくるけども、こんなに極端に変わると僕らもなかなかついていけんと思いますんで、そのことを十分考慮していただいてですね、考えていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

江口委員

この収支見込み表を出していただいたわけですが、このベースになるのが先方のほうから事業計画書なるものが、出されているかと思うんですが、それは出されているという理解でよろしいですか。これ以降の事業計画書。こういった形で運営していきたい、収支見直しを含めて出されているという理解でよろしいですか。

健康増進課長

この収支見込みについては、病院側から出していただいた分と今までの状況から考えまして私ども協議したなかで、これだったら大丈夫だろうというところで見込んでおります。ただ、医療機器につきましては、今回の建て替えに関する部分で必要な分ということしております。ただ、今後どの時点かでまた出てくるやもしれませんが、今のところ、この事業計画でやっていきたいというところがございます。

江口委員

言っているのは、こうやってね、収支見通しが出るということは、先方のほうから今後こういった建物が建って、こういう医療機器を更新しながらこういった医師の体制で事業をやっていきますよと、それが意味その支払いが終わるまでの部分も含めて事業計画書なるものが出されているという理解でよろしいのでしょうか。なぜ言うかと言うとですね、これも以前の分なんですけど、また昔のやつを引っ張り出してきて申しわけないんですが、平成18年11月9日の委員会の中で、委員のほうから事業計画書、本市においてこういった計画で健全な経営をやっていきます。そういうふうな書類は出ていますでしょうか。という問いに対して病院老人ホーム対策室主幹のほうで起債を起すことになると、当然のことながら病院経営の計画、収支の計画、経営計画を出していただくようお願いはいたしております。という話があるわけなんです。やっぱりそれがないと、当然のことながら、私どもはこうやりたい、新しい病院こういうやつを作っていただきたい。それで、その病院の中で私どもはこうやって医療を提供するんだというのがあって初めてこれは出るわけですね。当然のことながら出されていると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

健康増進課長

基本的には一番最初の申請の段階でこうした病院にしたいとか、医師はこの時点で確保しますよとかいう計画は出ております。基本となる分はその申請書がベースになっております。ただ今の現実で言いますと、医師の確保もできておりませんが、ここの部分については、今の現状でした場合に、このくらいぐらいの収益が出るということでございます。例えば今、医師の確保ができていない部分ができてくれば、またここの状況が変わってくるということにはなっておりません。

江口委員

確認いたします。大きな投資をするわけです。当然のことながらそれに合わせて事業計画を出していただいて、それに基づいて収支見直しとかをやるべきだと思うんですが、当初の事業計画はあるんだけどと言われました。その当初の事業計画というのは平成18年なり20年のスタート時点、地域医療振興協会に指定管理をお願いする時点での事業計画だと思われま。今回の建て替えにあたってきちんと事業計画を出し直していただいているのかどうか、お聞かせください。

健康増進課長

申しわけございません。ちょっと説明が悪かったと思います。事業計画自体は基本的には今の現状を把握した中で、病院運営がこのような形でやっていくということが今回の収支見込みの中で表されております。それで、実際に患者数とかいう部分についても、現状を把握した中でこれはやっていける、いくということを出してきてるものがございます。それとその他の分の、例えば整備関係につきましても、通常部分はこういう形で更新も含めて医療機器も整備していきたいというのは、この中で表されております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:19

再開 13:19

委員長

委員会を再開いたします。

健康増進課長

改めて今回、事業計画を見直した正式な文書というものは出ておりません。

江口委員

であるならば、それをまず出していただいてそれからの話であると思うんです。それがないと、この収支見込みは当然のことながら作れないと思いますし、いま言われましたけど現状に合わせてとお話ございました。現状は残念ながら医師不足なんです。お約束を一部守っていただいていない部分もあるわけです。ある意味、今回の病院建設の際には、ある意味、交渉の、飯塚市が先方に対して実現していただきたいと思っていることをちゃんと履行していただく大きなチャンスなんですよ。わかります、言ってること。交渉するときの武器なんですよ、これは。このときにきちんとやってないことをやってくださいと、そういった事業計画を出した上で、その上でやってください。基本的には医師がいたほうが収益は上がるんですよ。上がるわけでしょう。そしてまた地域医療としても、それが必要だから、ちゃんとそろえてくださいとお話してるわけですよ。今回にきちんとそれを出して、それをやらなかったら、できないでしょう。当然のことながら、それを先に出していただいてからの話だと思いますよ。それをこの事業計画が妥当かどうかの、庁内で話すのももちろんですが、この市立病院に関しては会議体が2つありますよね。市と事業者、振興協会がつくる運営会議。ありますね。これが1つ。そしてもう1つは、地域の方々等も入る市民会議です。この2つできちんと議論をした上で、この事業計画が妥当だと、これだったら飯塚市の地域医療を守るのに一番いいと、経営としても成り立つと、それを確認した上でゴーサインを出すべきだと思うんですが、その作業はなされたのかどうか。当然のことながら、事業計画もできていないのでそういった話もあってないと思いますが、どうでしょうか。

健康増進課長

基本的な事業計画といいますが、協会側から飯塚市をどうするというのは、当初の申請のとおりでございます。それをベースに考えた中で、その中には医師の確保、収支計画も含めて入っております。その中で今医師の確保もできていない現状で、今の状態であったらどういうふうな形になるかということで、それでも今回の建て替えに対応できますかということで、こちらのほうからちゃんとした計画立ててくださいというのが今お出ししている収支計画になっております。事業計画の基本部分というところで一番に問題になるのが、やはり先ほどから言われています医師の確保の問題じゃないだろうかと思います。医師の確保ができれば、ある程度収益も改善する方向には行くということでございます。ただ、今の中で何年に医師をとということは、はっきりしたことは言えない段階で、今できる医療のサービスの中でこういった形で収支が見込めるかということで判断させてもらった中で、今回大丈夫だろうということで計画を挙げさせていただいております。

江口委員

このような計画では、本当にこれが大丈夫かどうかというのは私自身では判断ができかねます。示されたこの計画ですね、長期収支見込み表は今お話があったように、今後の病院の事業の運営に対する計画が新たに示されておらず、そして医師の確保についてもいつの時点というものは全く話が出てこない、確約はできないというお話がありました。1つだけお話をします。この事業計画の中でも地域医療振興協会の24年度の事業計画の中でもこの飯塚市立病院は、その他特記事項中で医師確保対策として、大学医局に派遣要請を引き続き行うと書いてあるんです。他方そのすぐ下にある市立大村市民病院に関しては同じように、こちらも新病院建設がもうじき始まります。基本構想の設計が着手された段階だと書いてございます。この中でも、特記事項中でこちらは飯塚よりも医師が恵まれているんですが、ここに関しては医師確保対策として助成金を行うとあるわけです。同じ振興協会の中でも取り組み方が違うわけですよ。医

師確保に関しては、ほかのところにもいくつか記載があるんです。いろんな書類を見ていると、それぞれの指定管理でやっていて新病院を建てるところもほかにもございます。ただども見ていると振興協会が医師確保が十分だと思って飛びついたんだけど、現実には厳しい状況にあると。なので、そうそう振興協会が回してくれるとは思わないという言及もあったところがございます。そういった中で今回の病院建て替えを1つの契機として、きちんと医師確保をやっていただきたい。それが無いとある意味建てませんよというのが1つの交渉の大きなツールだと思います。この前交付税を全額渡すか、渡さないかというお話をしましたよね。協定書の中にも交付税の範囲内でお渡しをするという形ですよ。お約束を守っていただけないんだしたら、これに関しては、例えば来年、再来年までにやってください、それを守れない部分に関しては1人頭このくらいずつ減らしますよとか、そういう交渉をやるべきだというお話をさせていただきました。同じように今回医師をきちんとそろえていただく。もともと目標とした、飯塚市が提供しようとした地域医療を充足させる大きなチャンスなんです。その部分をちゃんとしないで、このままやってしまうと本当にいいのかわかっていうのは疑問が残ります。そしてまた先ほどお話ししましたように、私自身はこの長期収支見込み表、言われたようにアッパーで考えているというお話がございました。205人の入院患者、確かにこれは現状からいうと一番、いま4年間経ったわけですが、それからすると本当にアッパーです。152.5人、165.0人、204.8人、186.6人が今までの実績です。この中の突出している204.6人にある意味合わせてつくっておられます。確かに新病院になって設備がきれいになったら入院しようと思われるお客様もそれは一定程度ふえるかもしれません。ただ、そこに片っ方では人口が減ってきて、そういった分を合わせると本当に大丈夫かどうか、これについてはしっかりと審議が必要だと思っております。そこで委員長にお願いしたいのは、ぜひこの件について参考人として、参考人ないし学識経験者等々を呼んで検討させていただきたい。必要なのは、呼んでいただきたいと思っているのは、この病院の運営をお願いしている地域医療振興協会、こちらの理事長ないし、それに見合う方々。運営を任せて、お願いをしている方々がどれだけこの部分を考えてやっているのか。やはり、私どもそれこそご本人様、やっていただいている方々のお話も聞かず、ここでノーと返事するべきではないと思っています。きちんとお話を聞いた上で正しいかどうかを判断したいと思っております。他方ではその運営しておられる方々が言っておられること、考えておられる計画が、これが妥当かどうか、それを判断することのできる経営のプロ、この病院経営に関するコンサルタントの方々等がおられます。そういった方々を参考人ないし学識経験者等として、お呼びいただき、そして、この計画が妥当かどうか、それを審議しないと我々として、ある意味病院経営はそれこそ私どもは素人です。だからこそ振興協会に指定管理者としてお願いしたわけですから。これが妥当かどうかをやっていただきたいと思っておりますので、ぜひそれを諮っていただきたい。委員長においてまずお取り計らいをお願いいたします。併せて、そのときにこの長期の収支見込み表、ないし、そして検討しなくてはならないのは、先方が出してきている企業債等借り入れに関する確約書、この確約書が本当にこれで大丈夫なのかどうか。その点も含めて確認すべきだと思っておりますので、ぜひ、その点についてお諮りをお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:30

再開 13:31

委員長

委員会を再開いたします。

議案第102号は一時保留といたします。

次に、「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といた

します。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険事業の健全運営を図るため、国民健康保険税の税率を改正し、合わせて、普通徴収に係る規定を設けるものでございます。

改正点については、新旧対照表で説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。医療給付費分につきましては、第4条で所得割を100分の8.5から100分の8.8に改めております。第5条で資産割を100分の8.7から100分の6.0に改めております。第6条で均等割額を1万9300円から2万3200円に改めております。第6条の2で平等割額を特定世帯以外の世帯では、2万1200円を2万8500円に改めて、特定世帯では、1万600円を1万4250円に改めております。

後期高齢者支援金分につきましては、第7条で所得割を100分の2.0から100分の3.1に改めております。第8条で資産割を100分の6.3から100分の4.0に改めております。第8条の2で均等割額を5300円から7800円に改めております。第8条の3で平等割額を特定世帯以外の世帯では、5800円を9800円に改めて、特定世帯では、2900円を4900円に改めております。

介護納付金分につきましては、第9条で所得割を100分の2.3から100分の3.4に改めております。第10条で均等割額を1万800円から1万6200円に改めております。第12条第2項において、普通徴収に係る保険税の納付については、口座振替の方法によることを定めております。第24条第1項第1号では、医療分、支援分の均等割、平等割及び介護分の均等割の7割軽減の額を、同じく第2号では、5割軽減の額を、同じく第3号では、2割軽減の額を改めております。施行期日は、平成25年4月1日といたしております。

詳細につきましては、別紙で提出いたしております厚生委員会資料国民健康保険税率改定で説明いたします。

今回の税率改正につきましては、国民健康保険特別会計が、平成24年度において赤字が見込まれることから、本年7月27日に飯塚市国民健康保険運営協議会に対しまして諮問書を提出いたしております。この諮問に基づきまして、国民健康保険運営協議会では、8月28日に1回目を開催いたしまして、その後3回、計4回の協議会での協議を重ねまして、11月9日に市長に対して答申書が提出されております。

まず、税率改正の期間につきましては、27年10月から消費税を10%に上げることに合わせて、社会保障改革において国保財政支援に2200億円が投入されることとされております。また、具体的影響はまだわかりませんが、27年度からは共同事業の適用範囲が拡大され、医療費の支払いが一本化されることになっており、そのため26年度において税率を含めた保険税のあり方について再度協議していただかなければならない可能性が高いことから、今回の改定は平成25年、26年度の2カ年分の財源不足額を解消する税率等とすることにいたしております。対象となる25年度、26年度の医療費等につきましては、過去の実績、今後の動向を勘案して各年度とも前年度から保険給付費1%、後期高齢者支援金3%、介護納付金2%といたしております。

所得割および資産割を指す応能割と、均等割および平等割を指す応益割の割合につきましては、現行はおおよそ50対50であります。これは低所得者に対する軽減措置、いわゆる7割、5割、2割軽減を実施するための条件とされておりました応能割と応益割の比率に関する制限が廃止されたことから、変更が可能になっております。応益割の比重を大きくすることで、7割、5割、2割の低所得に対する軽減対象額が増加し、結果として軽減額を補てん

する県、市の繰入金が増額となり、改定率の低減の効果があることから、応能割、応益割の比率を45対55といたしております。

資産割につきましては二重課税であるとの指摘や営業資産でないものに課税する等の問題点がありますことから、飯塚市としましても段階的縮小、将来的には廃止をしたいと考えておりますが、その場合9千万円を超える税収を所得割へ振り分けなければならないこととなります。全体としては、資産割を9千万円減額して、所得割を9千万円増額いたしますので、全体の改定率にはほとんど影響いたしません。個別の被保険者で見ますと、資産割のある方はその額が減額になるのに対し、資産割がなく所得割のみの方は、通常の改定分に上乗せになり、負担感が非常に強くなると考えられることから、今回は率の削減もでき、影響も少ない5%削減といたしております。このようなことから、税率改定の答申をいただいておりますが、改定税率につきましては、答申書の付帯意見として、被保険者から税率改正の理解を得るためには、税負担の公平性の観点から口座振替の推進や徴収体制の強化等による収入未済額の削減、及び子ども医療等の公費医療助成制度に対する国庫負担金等の減額措置については、飯塚市の一般施策による影響であるため一般会計繰入金が増額が必要である旨の指摘がっており、現状でも決して軽くない負担をさらに上げなければならないことから、収入未済額の縮減のため見込徴収率を93.0%から93.5%に変更し、地方単独事業減額分一般会計繰入金を満額繰り入れることで改定税率といたしております。

税率の比較については資料の2ページをお願いいたします。

上段の表は、医療、支援、介護の区分毎に25年度、26年度の不足額と平均の不足額Aと減額分繰入金を増額した場合の不足額AプラスBとなっております。

下段の表の中ほどにあります答申では、Aの欄の不足額約6億5千万円を解消するために税率を設定しております。合計の改定率は、軽減前が24.66%、軽減後は22.63%となっております。下段の改定税率は、不足額AプラスB、約5億9700万円を解消するためのものでございます。

答申から変更された部分は、医療分の所得割8.80%、均等割2万3200円、平等割2万8500円及び支援分の所得割3.10%、均等割7800円でございます。合計の改定率は、軽減前が22.15%、軽減後は19.97%となっております。

資料の3ページをお願いいたします。この資料は、上段が今回の改定で用いました平成24年8月31日現在の基礎数値でございます。世帯数、被保険者数、総所得金額等を記載いたしております。中段の表は、ピンク色が現行、白が答申、黄色が改定の税率等を記載いたしております。下段の表は中段の各税率による区分ごとに算定しました税額、限度超過額、軽減額等を記載いたしております。この数値が、先ほど説明いたしました2ページの算出内訳となっております。

資料の4ページをお願いいたします。この資料は、現行と改定の税額の所得階層別、世帯構成別の比較表でございます。黄色で網掛けをしています表の一番上が1人世帯、以下2人世帯、3人世帯、4人世帯となっております。各表の1行目の3列目に世帯の総所得、1、2列がその所得に対応します収入を表しております。各々の階層別の所得に応じて、医療、支援、介護、合計の区分毎に現行と改定案の税額を計算し、増減額及び伸び率を記載いたしております。例えば、上段の表で、一人世帯で介護に該当し、所得が33万円の場合は、現行では2万3200円だったものが、改定案では2万8600円で5,400円、23.28%の増となっております。

資料の5ページをお願いいたします。資料の5ページから6ページ、平成24年4月1日現在の福岡県の市町村の税率に改定案を加え、高い方から並べたものでございます。ピンクが現行、黄色が改定案になっております。7ページには答申書を添付しております。

それと追加で、平成23年度福岡県下28市のその他繰入金等の状況をお配りしております。

その資料の説明をいたします。この表は、県下28市の法定内繰入以外の繰入金の状況を示すものです。28市のうち15市が法定外繰入をしております。その中でも、赤字補てんとして繰り入れるものと、例えば飯塚市、朝倉市のように、先ほど説明いたしました地方単独事業減額分の50%を繰り出しているところもございます。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

江口委員

1点のみです、答申から実際の提案に関しては3ポイントほど下がっているわけです。その理由に関しても書いてはあったんですが、答申からの変更点、徴収率をあげましたよという分と、あともう1つは単独の分に関して繰り入れ金を50%を100%にしましたよとあるんですが、他方で、飯塚市は今健康都市としてやっておられますよね。そこの取り組みで、差があるという点は、ないんでしょうか、どうなんですか。その確認だけしたいと思うんですが。

健康増進課長

健康都市という取り組みを市長の方でお考えになっていると思いますが、現実にも具体的にしている分というのは、以前からやってた健康づくりとかスポーツ振興の方でやっております歩け歩こう会とか、そういったものを考えています。今後、その部分のある程度まとめたところで、市民の方にどういった提供ができるかというのは今協議中でございます。ただ、本来のその目的というのは皆さんに健康になっていただいて医療にかからないでいいように、ということは十分に考えております。それとあわせて、国保の中では今、特定健診を20年度から実施をしております。その中で生活習慣病にかかる医療費というのが、通常の方と比べても割高になってという状況もございますし、その分も充実した中で、医療費の削減をやっていこうということでは考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願」については、先ほど、「議案第105号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決いたしましたので、みなし不採択といたします。

暫時休憩いたします。

休憩13:50

再開14:26

委員長

委員会を再開いたします。

次に、「議案第111号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

保育課長

「議案第111号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をい

たします。

議案書 27 ページをお願いします。飯塚市立枝国保育所は平成 26 年 4 月 1 日より民営化のため、飯塚市立保育所条例より削除するものであります。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

佐藤委員

指定管理者の要件に NPO 法人等々が入っていたと思うんですけども、まだ継続して入れられるつもりがあるのかどうかお伺いいたします。

保育課長

あとの報告事項のところで、また募集要項についてご説明をしたいと思いますが、今回 NPO 法人については外しております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第 111 号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第 112 号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

保育課長

「議案第 112 号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書 29 ページをお願いします。平成 25 年 4 月 1 日からの認定こども園開設に伴い、庄内子育て支援センターを飯塚市庄内公民館 飯塚市綱分 791 番地 4 旧庄内生涯学習交流館内に、潁田子育て支援センターを飯塚市潁田公民館 飯塚市鹿毛馬 2328 番地 2 サンシャイン潁田内にそれぞれ移設すると共に、平成 25 年 4 月 1 日から全ての子育て支援センターについて土曜日も開所するため、本条例を改正するものです。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

1 点確認をしたいと思っています。認定こども園になるに従って、双方とも幼稚園だった場所というのは、空きますよね。子育て支援センターの場所を考える時に、そこも十分検討の対象となったんだろーんと思っています。やはり子どもを受け入れる施設ですので、施設は充実している。それが使えないかなという思いがあるんですが、そこではなくって、公民館等でやるという話ですよ。そういう選択をしなかったというわけですよ。その理由について

お聞かせいただきますか。

保育課長

庄内の支援センターについてはご指摘の幼稚園のあとも検討いたしました。施設を改装する上においてのコストの面とか、そういうことも比較しながらですね、やりました。そして、もう1点の今回提案しています庄内学習交流館、これにつきましては庄内図書館に隣接しています。そういう関係で総合的な子育てにおいて、そういう相乗効果もあるのではないかと。あるいは、移転するにおいて、コスト面でもそちらの方がいいのではないかと判断のもとにですね、今現在使われてない状況でございましたので、旧生涯学習交流館の方で提案させていただいています。それから頼田につきましてはサンシャイン頼田でございますが、これにつきましても今、出前講座等もここでやっておる経緯もありまして、利用者の方もこの場所については周知されておりますので、ここが適しているのではないかと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第112号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

児童育成課長

「議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の31ページをお願いします。この議案は、放課後健全育成事業、児童クラブ事業の利用料3千円を4千円に改めるもので、改定の主な理由といたしましては、児童クラブ事業費超過負担額の削減や指導員確保のための費用、また遊戯室の環境整備などの費用が必要なため利用料の改定を行うものです。

補足説明資料1をお願いします。これは、保護者説明会で使用したものです。上段の円グラフが国の補助金を算定する基本的な考え方による、国・県・市・保護者の負担割合です。事業費の半分を国・県・市が負担し、残りの半分を保護者負担とするようになっております。これで計算いたしますと1人当たりの利用料は約6500円となります。中段が現在の3千円での負担割合で、市の超過負担分が3617万円、下段が4千円に改定した場合の負担割合で、市の超過負担分は2061万円となります。

資料の2をお願いします。参考として、県内の児童クラブの運営状況を記載しております。県内28カ所の利用料を平均すると、約4600円になります。同じような人口規模の大牟田、春日、筑紫野、大野城、宗像市は5千円から7千円の利用料となっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

佐藤委員

主な理由というのが人員確保と遊戯室の確保ということなんですが、私は遊戯室をつくる前に、学童保育所自体のですね、環境整備をするべきだと思っておるんですけども、今の状況、空き教室を使っているところもあれば、単独で学童保育を建てられるところもあると思いますが、今の状況を教えてください。

児童育成課長

児童クラブ事業は全体で42クラブで実施しております。児童センター、児童館でしているのが19、残りの23の児童クラブを教室などで実施いたしております。

佐藤委員

その空き教室を使っているところについては、建て替えて児童館をつくる予定とかはないんでしょう。

児童育成課長

現在、教室で児童クラブを実施しているところで、行政財産でうちの所管ですね、実施しているところもあります。あとは学校でお借りしている、ただお借りしているだけのところもございまして、それも含めまして、今後、年度によっては、低学年等もふえてまいりますので、その関係で施設整備等は検討していきたいと思っております。

佐藤委員

ぜひ検討してください。そして小中一貫校が今度建ってきますよね。そのときにどうして建てるのか、別棟で建てるのか、それとも共有して建てる方が安いのか、補助金の関係がどうなるのかとか等々ありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。それが、まして今回みたいに値上げにならないようにですね、ぜひ検討していただきたい。国の方向性としても、昨日、選挙がありましたんで変わるかもわかりませんが、すべての小学校が僕は学童保育に行くべき、見てもらった方がいいと思っておりますので、その辺も研究してください。あと、音楽療法とかをしているとお聞きしましたけれどもそういう学童保育でどこまでみようと思っているのか。その辺ですね、その辺が結局、勉強まで教える、何もかも教えるとなって、学童保育の値上げがまたされたらたまりませんので、どこまでされようと思っているのかお聞かせください。

児童育成課長

児童クラブはですね、子どもさんを安全に預かるところが主な業務ですので、学習は宿題とかそのあたりだというふうに考えております。ただ音楽療法につきましては、子どもたちが学校でいろいろなストレスを抱えて、児童クラブに帰ってまいります。学校で出せなかった感情が児童クラブに帰ってきた途端に噴出してトラブルの原因になることも多々あります。このような子どもたちに演奏を聴かせたり、歌ったり、楽器を鳴らしたりすることで情緒面での効果が見られましたので、今後、実施していきたいと考えております。

佐藤委員

せめて音楽療法までぐらいにとどめていただきたいと。あまりいき過ぎたことはしないでいただきたいと思っております。それと人員確保についてということなんですが、現在飯塚市では有資格者しか雇用していないと思いますが、今後もそうされるのでしょうか。私は賃金よりもこのことのほうが人員確保のネックになっていると考えておりますが、いかがでしょうか。

児童育成課長

資格の条件につきましては、以前から児童クラブ事業委託先のNPO法人青少年健全育成会連絡協議会と協議検討を行い有資格者で児童クラブを運営いたしておりましたが、全国の状況や県内の状況を踏まえ再度課内で検討し委託先と協議をした結果を踏まえ、資格要件の緩和を来年度から実施したいというふうに考えております。

佐藤委員

ぜひそうしていただきたいと思っております。有資格者だとやはり学童保育、時間帯が、後で聞きますけれども時間帯が限られているので保育所等々に働いたほうがいいと言われる方が多いと思うのでぜひ進めていただきたい。そこで現在の給与の内容、働く時間帯と額を大まかでいいんで教えてください。

児童育成課長

勤務時間が13時から18時、それから休みの日とか、土曜日とかですね、学校の休日の時は、夏休み等は8時から18時まで、あと延長をいたしております。給与面につきましては、日給が7080円。それから、午後からの出勤のときは4,570円となっております。

佐藤委員

そうですね。有資格者だからこの金額で私は保育所等々に行かれるほうが多いんだと思います。保育所も不足していますけど。だから有資格者じゃなければご主人が働かれて少し家計の足しになればという人はいらっしゃると思いますので、ぜひとも進めていただきたい。であと、指導員の質の向上もぜひ言っていただきたいのと、有資格者じゃなければ人員もふえると思うので、単純に給与だけ上げて行かんでいいように、例えばスクールガードリーダー等との整合性は私は取れていないと思うんですね。あつちは男の方で日給で払ってそんなに給与は変わらないんで、ぜひとも今後その都度、その都度値上げしないでいいように、まあこれが10年単位で最後ぐらいにしていいただきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第113号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第114号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

児童育成課長

「議案第114号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の33ページをお願いします。この議案は、小中一貫校頼田校への頼田児童館併設化に伴い、位置を飯塚市勢田1034番地1から飯塚市鹿毛馬1667番地2に変更するため条例を一部改正するものでございます。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第114号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第116号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第116号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」について補足説明をいたします。

議案書の40ページをお願いいたします。本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法等による介護保険法の改正に伴う条例委任事項の制定を行うものです。

制定内容としては、指定地域密着型サービス事業者の従業者資格及び設備運営基準、指定地域密着型介護予防サービス事業者の従業者資格及び設備運営基準、指定地域密着型サービス事業者の法人格の有無に係る基準並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の施設及び入所定員に係る基準を定めるものでございます。

これらのうち、指定地域密着型サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスも含め、厚生労働省令で定めるもののほか、県独自基準と同様、2点について市独自基準を規定する内容となっております。

独自基準の1点目は、第5条において、非常災害対策として、火災、風水害、地震その他非常災害に対する具体的計画をたてることを義務化しており、2点目としては、第6条において、利用者に対するサービス提供に関する記録の整備について、その保存期間を5年間としています。その他の基準については、厚生労働省令の定めるところと規定しており、また、指定地域密着型サービス事業者の法人格の有無に係る基準並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の施設及び入所定員に係る基準については、それぞれ第12条から第14条において、国の基準に従い、改めて本条例において規定しています。

なお、本条例案の策定にあたりましては、飯塚市高齢社会対策推進協議会にお諮りしたうえ、市内の地域密着型サービス事業者へも文書にて広く周知し、意見を求めるなど慎重に審議、検討いたしております。また、本年10月10日から31日までの間、市民、事業者から意見募集を行っており、その結果、市民より1件のご意見が提出されましたが、条例に規定する基準等に関するご意見ではございませんでしたので、原案どおりの内容で提案させていただいております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

この条例等々に関して、新聞報道によりますと福岡、北九州、そして久留米等でこの分野の暴力団の廃止、排除の部分の条例が提案されていると聞き及んでおります。現在提案されております116号を読む限りでは、そういった文言がないわけですが、その部分に関してどのようになされるおつもりか、お聞かせください。

介護保険課長

12月4日の西日本新聞におきまして、質問者のご指摘のありました暴力団の排除に関する

規程が盛り込まれておる都市がございます。12月10日に県が各保険者の調査をいたしておりますが、その中ではこの暴力団排除に関する規程をこの独自基準に設けております団体が8団体ございました。また、3月までに盛り込む予定であるといったところが9団体ございました。今のところ未検討といったところが残りの9団体でございます。なお、広域連合については1月にそうした条例案をつくる予定というふうに聞き及んでおります。このため飯塚市といたしましては、各市の状況をよく検討いたしまして、内容を精査した上で速やかに検討に入りたいというように考えております。

江口委員

具体的にお聞きいたします。検討に入りたいというお話がございましたが、これ4月から施行ですね。それまでの間にこの条例を改正するお考えがあるかどうか、お聞かせいただけますか。

介護保険課長

今後の検討の状況にもよりますが、なるべく速やかに考えてまいりたいというふうに考えております。できれば施行前に改正する方向で検討してまいりたいというように考えております。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第116号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第128号 財産の譲渡(鎮西保育所)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

保育課長

「議案第128号 財産の譲渡(鎮西保育所)」について補足説明をいたします。

議案書139ページをお願いいたします。140ページには平面図、141ページには、鎮西保育所位置図を添付させていただいております。

財産処分の内容といたしまして、譲渡する財産 鎮西保育所園舎、所在地飯塚市大日時593番地16、構造 木造・一部軽量鉄骨造、平屋建、床面積 366.22㎡、譲渡の相手方 福岡県飯塚市伊岐須62番地13、社会福祉法人 東雲会 理事長 白山 勝也氏であります。なお、無償譲渡の決定に当たりましては、飯塚市財産管理審議会及び附属機関である飯塚市保育所・幼稚園あり方検討委員会の審議、協議を受けた中で決定しております。また遊具及び備品については、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定により無償譲与と考えております。土地については保育所運営を安定的に継続するために、有償貸付で考えております。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第128号 財産の譲渡(鎮西保育所)」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「財政見通しについて」報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

本市の普通会計における財政見通しについての説明をさせていただきます。今後の財政見通しを立てる上で、合併特例債を活用した事業は非常に大きく重要なものでございますので、その説明を先にさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。「3. 合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」についてご説明いたします。整備の対象となります施設は、公共施設等のあり方に関する第一次及び第二次実施計画、その他行政計画等において、公共施設等として存続することが決まっている公共施設、移譲等が予定されている施設で、整備が必要な施設とします。ただし、運営方針等が決まっていない施設は、方針決定後に整備を検討することにしており、今回対象としていません。また、緊急な整備を必要としない都市公園等の整備は対象としていません。整備の期間は、合併特例債等の活用を前提としていることから、平成24年度から繰り越しという形を使いまして、平成33年度の10年間とし、それぞれ5年間で区切り、前期、後期に分けて整備を行います。整備対象施設を検討するうえで考慮すべき事項としましては、既に行行政計画において整備が決定している施設であるかどうか、災害時に重要な役割、機能等を果たす施設であるかどうか、市民の利用が多い、代替施設がないなど重要な施設であるかどうか、以上の事項を考慮いたします。

整備手法の考え方としましては、公共施設の整備は、個々の施設の老朽化や立地の条件等により異なりますが、原則耐震基準を基にした整備手法とします。まず一つ目の区分ですが、旧耐震基準以前の建築物、これは昭和45年12月以前に建築許可を受けた施設で、これにつきましては、建て替え又は耐震診断の結果によっては耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準以前の建築物、昭和56年6月以前に建築許可を受けた施設でございますが、これにつきましては、耐震診断を行い、耐震補強による整備を原則とします。次に、新耐震基準の建築物、昭和56年7月以降に建築許可を受けた施設、これにつきましては、新耐震基準を満たしていることから、原則耐震補強等、施設本体の整備は行わないが、管理運営に支障をきたすような設備の改修、増築等の整備を行います。

次に事業費の概要についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。この事業費の概要は、平成24年度以降の事業における公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化、及び水道事業等の各事業につきまして、合併特例債などを活用した事業を一覧表にまとめたものでございます。公共施設の整備につきましては、各施設の区分ごとに、整備時期、これは前期が24年度から28年度、後期を29年度から33年度としております。及び対象施設、事業

費、財源を記載しています。財源につきましては、国県の支出金、合併特例債、その他の財源、一般財源の4区分にいたしております。なお、その他の財源は、学校債や過疎債などを活用することとしています。公共施設の区分では、小中学校、地区公民館、文化・スポーツ施設、医療施設、子育て・社会福祉施設、衛生・環境施設、市営住宅、その他の施設、これは市役所本庁舎でございますが、そういった区分といたしております。中段に記載しています公共施設の整備の計は、525億8千万円で、合併特例債を303億5700万円活用する予定でございます。

次に、公共施設以外の事業費でございますが、浸水対策事業の建設関連事業、防災関連事業、いずれも短期事業でございますが、合わせまして67億4900万円、中心市街地活性化関係で60億400万円、この事業は、休日夜間急患センターを公共施設の整備で計上しておりますことから、ここからは除いております。次に、水道事業会計出資金が18億3200万円となっています。また、平成23年度までにすでに活用済みの合併特例債事業の事業費は71億600万円、合併特例債活用額は67億8200万円となっています。合計のA欄ですが、全体事業費は742億7100万円で、財源内訳は国県支出金が100億6800万円、合併特例債が472億6700万円、学校債や過疎債などのその他の財源が114億4700万円、一般財源が54億8900万円となります。また、合計の下のほうに記載しておりますように、今回の整備費は平成24年度から平成33年度までの計画事業でございますが、24年12月補正予算時点で5億9300万円の未執行分がありますので、合計額からその未執行額を差引き、C欄の合併特例債活用現在予定額は466億7400万円となります。また、D欄の合併特例債限度額は464億6千万円でございますので、差引きしますとE欄でございますが、2億1400万円の超過となります。なお、枠外に印で記載しておりますように、合併特例債限度額超過分につきましては、今後事業を執行する中で調整をしてまいりたいと考えております。

以上が、合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要でございます。

財政課長

続きまして、ただいま行財政改革推進室から説明のありました「公共施設等の整備費」を組み入れたところの財政見通しについてご説明させていただきます。提出しております財政見通しは、資料の表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計でお示しております。基準年度は、平成24年度とし決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し、設定をいたしております。

1ページをお願いします。財政見通し推計条件(概要)の主な項目について、ご説明いたします。まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移をふまえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成27年度以降2億円減額するとして推計いたしました。地方交付税のうち普通交付税は、平成24年度の決算見込額、決定額でございますが、これから特殊要素である地域経済・雇用対策費分、及び別途試算しております生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成25年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰出金増、地方債の償還見込額、及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計いたしました。その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、国民健康保険税改正に伴う繰出金影響額を加算し、普通建設事業費分は過去の実績をふまえた額を加算するなどして推計しております。また、地方債につきましては、それぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしました。

次に歳出ですが、義務的経費の人件費につきましては、平成25年度以降の定年退職者と同数の補充、新規採用があるものとして推計しております。職員数の804人は平成24年4月1日現在の普通会計職員数でございます。扶助費は、平成24年度決算見込額を基準額とし、

平均伸び率を乗じた額で推移するものとして推計しております。公債費は、平成23年度以前の借り入れ分、すでに借り入れた分の償還額に平成24年度以降借り入れ分の償還見込額を加算いたしております。その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をし、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものがございしますが、それにつきましては、その増減額を加算した推計をいたしております。特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしました。投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成24年度決算見込額と同程度の24億円で推移するものとしております。特別事業分につきましては、先ほど説明のありました「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」に基づき設定いたしておりますが、このうち水道事業会計、及び病院事業会計の出資金分につきましては別途試算しており、市営住宅整備費は通常分に含んでおります。また、投資的経費のその他として、電算システムリプレイス費用につきまして、前回のリプレイス費用を5年で除した額4億円を平成27年度以降に毎年度加算して推計いたしました。なお今回の推計条件には、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金、及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不明確なため歳入、歳出ともに反映しておりません。

2ページをお願いします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、普通会計の財政見通しを、通常分と特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。通常分の歳入合計から歳出合計を差引きましたAの欄を見ていただきますと、平成31年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成32年度以降財源不足の状態となっております。特別事業分につきましては、歳出には各事業費及び公債費を記載いたしております。歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きましたBの欄を見ていただきますと、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足することとなります。

次の3ページに で全体分を記載しておりますが、一番上の行の通常分と特別分を合せました歳入歳出差引額のAプラスBの欄では、平成27年度から財源不足の状態となり、2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金の平成24年度末残高見込み額の105億円を取り崩して財源調整をすることとなりますが、平成33年度以降はこの基金での財源調整ができない状況となります。これを解消するための行革の取り組みにつきましては、行財政改革推進室のほうから再度ご説明いたします。

#### 行財政改革推進室主幹

合併特例債等を活用しました事業費を入れたところでの財政見通しにつきましては、財政課長が説明いたしましたとおり、平成27年度以降、収支はマイナスとなり、財政調整基金、減債基金を取り崩しても、平成33年度には調整ができない状態となってまいります。そのようなことから、更なる行財政改革が必要でございます。そのことについてご説明いたします。

現在、行財政改革実施計画（第一次改訂版）に取り組んでおりますが、この計画は平成21年度から平成25年度までとなっておりますことから、今後の財政見通しを見た中で更なる取り組みが必要と考えております。資料の3ページをお願いします。一番下の参考2に行革効果見込額の内訳を記載しておりますが、区分の一番上が現在取り組んでおります行財政改革実施計画（第一次改訂版）の今後の効果見込額でございます。その下でございますが、「定員管理及び給与の適正化」という表現で書いておりますが、内容としましては、組織機構の見直し、職員の再任用・非常勤嘱託化、業務の民間委託化、退職勧奨の実施など平成26年度から平成34年度までの職員の削減等の効果額を見込んでおります。なお、組織機構の見直しでは、平成28年度には学校再編、中活、庁舎建設等の主な事業が終息することにより、部、課の統

廃合を行い、平成25年度と比較しまして、いま現在考えているところでございますが、1部7課程度を減らす予定としております。

次に、その下の「公共施設等の統合整理等」につきましては、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画等に基づきます今後の効果額を見込んでおります。また、歳入確保としまして、土地の売払収入や、さらなる税や使用料等の徴収率の向上としての効果額を見込んでおります。合計の欄でございますが、平成25年度が1億1千万円、その後、徐々に効果が出まして、平成34年度では11億2千万円の効果額を見込んでおります。この行財政改革の効果見込額をこのページの3の全体分のところですが、歳入合計から歳出合計を差し引きしましたAプラスBの欄の下の「行革効果見込額」に記載しております。そして、その次の欄の「行革効果見込額算入後の歳入歳出差引額」では、平成24年度から平成27年度までは黒字となっておりますが、平成28年度からは赤字となり、平成30年度では14億9千万円の赤字、その後は行革効果により、平成34年度には1億9千万円の赤字となる見込みでございます。また、その下の財源調整の欄でございますが、財政調整基金、減債基金の取り崩額を示しています。次の財政調整基金・減債基金の年度末残高は平成24年度見込が105億円で平成34年度では、63億7千万円となる見込みでございます。なお、中段のところに市債の年度末残高を記載しておりますが、平成24年度では542億4千万円、平成28年度には788億2千万円とピークになり、その後、徐々に減少していき、平成34年度には688億円となる見込みでございます。

以上で財政見通しについての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「地域密着型サービス事業所整備に係る公募選考結果について」および「指定特定施設（特定施設入居者生活介護）整備の協議報告について」報告を求めます。

介護保険課長

6月の厚生委員会において報告しておりました地域密着型サービス事業所整備に係る公募選考につきましては、介護保険事業計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設1カ所、小規模多機能型居宅介護事業所2カ所を7月2日に公募し、同月25日に説明会を開催、申請受付期間の9月10日から9月28日までの間に、地域密着型介護老人福祉施設については7事業者、小規模多機能型居宅介護事業所については1事業者の応募がございました。選考会につきましては、配布資料1ページから2ページに記載のとおり、学識経験者等外部委員5名による書類審査及び11月1日から2日間にわたる現地確認並びにヒヤリングによる選考会が実施され、厳正な選考の結果、地域密着型介護老人福祉施設については社会福祉法人 佐与福祉会が採択され、小規模多機能型居宅介護事業所については採点集計点が配点合計の7割未満であったため、不採択となりました。

採点結果はそれぞれ3ページ、4ページに記載のとおりです。

採択された社会福祉法人 佐与福祉会による地域密着型介護老人福祉施設の整備概要については5ページから9ページに記載のとおりです。

以上簡単ですが、「地域密着型サービス事業所整備に係る公募選考結果について」報告を終わります。

続きまして、9月の厚生委員会において報告しておりました指定特定施設（特定施設入居者生活介護）整備に係る公募選考につきましては、1カ所を9月13日に公募し、申請受付期間

の10月22日から10月26日までの間に、1事業者の応募がございました。選考会につきましては、配布資料1ページに記載のとおり、学識経験者等外部委員4名による書類審査及び11月20日に現地確認並びにヒヤリングによる選考会が実施され、厳正な選考の結果、有限会社 初音が採択されました。

採点結果はそれぞれ2ページに記載のとおりです。

採択された有限会社 初音による指定特定施設（特定施設入居者生活介護）の整備概要については3ページから6ページに記載のとおりです。

なお、この選考結果を踏まえ、同月28日に福岡県へ協議書を提出しております。

以上簡単ですが、「指定特定施設（特定施設入居者生活介護）整備の協議について」報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

本件2件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市子育て支援センターの民間委託に係る募集要項について」および「飯塚市立枝国保育所の民間移譲に伴う法人募集要項について」報告を求めます。

保育課長

飯塚市子育て支援センター（ひろば型）事業運営委託団体募集要項(案)の主な内容について説明します。

資料1ページをお願いします。平成25年度から市内4カ所の子育て支援センターの事業内容を「ひろば型」とし、事業運営を行う団体を募集します。

1．業務名は、飯塚市子育て支援センター（ひろば型）事業運営委託です。

2．履行場所は、飯塚市内にあります飯塚、筑穂、庄内、穎田子育て支援センターの4カ所です。申込については、1団体1カ所としています。

3．委託期間は、契約締結日の翌日から平成26年3月31日までの約1年間です。

4．応募資格についてです。

事業の目的を理解し、飯塚市が仕様書に定める条件等を遵守できる団体で、かつ、飯塚市内で活動しているもので、

（1）ボランティアグループ等の非営利団体で、2年以上子育て支援活動の実績のあるもの。

（2）（1）の団体の連合体。

（3）NPO法人で2年以上子育て支援活動の実績のあるもの。

（4）届出保育施設、以上（1）から（4）までのいずれかに該当する団体としています。

なお、社会福祉法人、学校法人及び事業所内保育施設を運営する団体は除くこととしています。

5．応募手続についてです。

（3）募集期間は平成25年1月10日（木）から2月12日（火）までの約1カ月間です。

6．審査方法については、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において、提出書類審査、プレゼンテーション及びヒヤリング等による審査を行い、総合的に判断し委託候補者を決定します。

7．実施団体の決定については、選考結果は3月中旬頃までに文書により通知する予定です。

次に2ページの別紙をお願いします。飯塚市子育て支援センター（ひろば型）事業運営委託業務内容についてご説明します。

1. 委託目的は、子育て支援活動の実績のある団体や市民との協働により、乳幼児親子が身近な地域でいつでも利用でき、親子の交流や相談などができる場所を提供し、子育て不安の軽減や子育てしやすい環境づくりの充実を目指すものです。

2. 設置場所についてです。

- (1) 飯塚子育て支援センターは菰田保育所内、
- (2) 筑穂子育て支援センターは、筑穂保育所内、
- (3) 庄内子育て支援センターは、庄内公民館旧生涯学習交流館内、
- (4) 穎田子育て支援センターは、穎田公民館サンシャイン穎田内です。

3. 開所時間及び休所日についてです。

(1) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで、現在は、月曜日から金曜日までの開所ですが土曜日も開所します。

4. 業務内容についてです。

(1) 子育て親子の交流の場の提供促進や(2) 子育てに関する相談援助等などが主な業務内容です。

5. 委託料についてです。

(1) 委託料については、補助事業で実施するため国の交付金を基準額として試算し税込560万円を予定しています。

(2) 委託料の対象経費には、スタッフ報酬など事業運営に必要な経費を含んでいます。

なお、施設管理に必要な光熱水費、電話料及び修繕料は市が負担することとしています。

(3) 契約締結日の翌日から平成25年3月31日までの期間は、当業務についての調整期間とし、委託料は発生しないものとします。

6. 委託条件の主な内容では、

(1) 事業を実施する体制が整備され、子育て支援に関して意欲があり、子育ての知識と経験を有した者を2名以上配置することができることなどです。

以上で説明を終わります。

続きまして、飯塚市立枝国保育所の民間移譲に伴う法人募集要項(案)の概要についてご説明します。

資料の1ページをお願いします。

1. 移譲する保育所の名称、所在地及び定員についてです。

- (1) 名称 飯塚市立枝国保育所、
- (2) 所在地 飯塚市枝国515番地40、
- (3) 定員 90名です。

2. 移譲年月日は平成26年4月1日です。

3. 応募資格についてです。

(1) 飯塚市内で認可保育所若しくは認可幼稚園を運営している法人、または、飯塚市内に住所を有する社会福祉法としていいいます。これまでは、広く門戸を開くという意味合いで「子育て支援を行っているNPO法人」も応募対象としておりましたが、先程、説明しました「子育て支援センター」事業運営委託団体募集の応募資格にNPO法人を入れることでこのような場で子育て親子への支援のために活躍していただければと考え保育所民営化の応募資格から除くこととしたものです。

(3) 移譲に当たっての諸条件、別紙1については、後でご説明いたします。

4. 応募手続についてです。

(3) 募集期間は、平成25年2月15日から3月15日までの約1カ月間としています。

次に2ページをお願いします。

5. 選考方法等についてです。

(1) 飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において選考します。また、選考は書類審査のほか、現在運営されている施設の現地調査と理事長及び施設長の予定者のヒヤリングを行ないます。選考の時期は、3月下旬から4月中旬を予定しています。なお、枝国保育所保護者に対するプレゼンテーションも行います。

(2) 審査基準概要については、国の保育指針や最低基準に定めてあります内容に沿って審査項目を 基本的事項についてから 財務状況の5項目に整理し、4ページの別紙2の選定評価基準に沿って採点、集計を行います。

(3) 選考結果については、文書により通知します。

(4) 4月下旬を予定しています。

次に3ページをお願いします。飯塚市立枝国保育所移譲にあたっての諸条件についてご説明します。

1. 移譲の方法についてです。

(1) の建物につきましては、基準としている過去に民営化し、無償譲渡とした保育所の鑑定額より鑑定評価額が低額であることから無償譲渡とします。

(2) 土地は有償貸付とします。貸付料は、飯塚市公有財産管理規則に基づき算出した額とします。予定では、土地、市有地2675.54㎡は年額76万7677円で有償貸付としています。なお、固定資産評価基準の改正及び貸付面積の変更等により貸付料が変わる場合があります。

(3) 備品は原則として、無償譲渡としています。

2. 保育所運営についてです。

(1) 保育所運営から(5)法人の資産についてまでの5項目の条件を定めています。

(2) 保育内容の「延長保育」「休日保育」などの特別保育の実施にあたっては、保護者と十分な協議を行いニーズに応じて対応することとしています。

(3) 保護者との協議についてです。保護者の意見を尊重し、できる限り保育運営に反映させることとしています。

(4) 職員について、引継ぎについてです。

児童と保護者の不安を招かないために、指定された期間に職員、施設長・保育士・調理員を配置し、保育所の運営を円滑に引き継ぐことができることとしています。移譲決定後から1月までの期間は、必要に応じて施設長又は主任候補者を延べ80日以上配置することとし、これに要する人件費分として臨時職員賃金80日相当の56万円を助成します。2月から3月の期間は開所日1日あたり2名以上配置することとし、これに要する人権費等については、法人の負担としています。

保育士は、4年以上の経験を有する者、保育士の資格を持ち、幼児教育に4年以上の経験を有するものを含む、が1/3以上含まれていることとしています。

枝国保育所で勤務する臨時保育士を積極的に採用し、保育の連続性に努めることとしています。

移譲後の保育所運営を円滑に行なうため施設長は、移譲時に在園中の園児が卒園するまでは交代しないこととしています。

(5) 法人の資産は、運用財産として1千万円以上の預金を有していることとしています。以上で説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

子育て支援センターの委託団体の募集について、お聞きいたします。

まず、委託料については別紙によりますと、税込み560万円とするとございます。そして、対象経費としてはスタッフ報酬云々とありますが、応募していただいたところは、もう基本的に560万円をお支払いするんだ、あとは選定する相手先がいいかどうかで決めるというふうな部分なのかどうか、まずそこからお聞きしましょうか。

保育課長

先ほど、ご説明しましたように委託する業務内容についてはこのようなことを仕様書に謳い込んでいるわけですので、使い方については560万円を有効に使っていただくということで、560万円を委託料ということで考えております。

江口委員

契約年数としてはどのような形になるのか。単年度となるのか、複数年度となるのかお聞かせいただけますか。

保育課長

今回募集している分につきましては、1年の単年度という形にしております。

江口委員

560万円というふうな形なんですけど、対象経費はどの程度が必要であると考えて試算をされていると思いますので、その部分はこういった組み立てで、この560万円となったのか教えていただけますか。

保育課長

まず、これは団体の考え方というか、運営の仕方にもよるかと思いますが、大体スタッフ報酬が500万円前後ぐらいになるかというふうな試算をしております。あとの消耗品、それから講師謝礼とか、あとは託児謝礼金とかそういうふうな予備費等を含めまして60万円ぐらいが事業運営にあたる部分で、施設運営につきましては市の方で費用については、負担していくというふうなことで考えております。

江口委員

非常に大きなくくりでのお話だったんですが、委託条件の中に子育ての知識と経験を有したものを2名以上配置することができることとございます。となると、これは基本的に開所日、開所時間ですね、日曜日及び祝日、それと12月年末年始は除いた日の8時半から午後5時まで、この時間帯においては、必ず2名配置しておいてくださいよというふうな形と理解しているのかどうか。そしてまた、あともう1点、知識と経験を有したものというのは何を指すのかですね。子育てしたことがあったらオッケーですよというのか。片っ方では、先ほどあった学童とかに関しては資格要件等々がございました。今回のこの委託条件の知識と経験を有したものというの、こういったものがあたるのか、お聞かせください。

保育課長

この点につきましては、検討委員会の中でも議論になったところでございます。当初、センター型の場合については、資格要件については保育士資格等、有資格者であることということでございますが、国のひろば型の基準におきましては、先ほど言いました子育て支援に関して意欲があり、知識と経験を有したものであるということでございますので、有資格者の方については申し分ないと思いますが、それ以外でも例えば、NPOとかそういうふうな形で、市内の中で十分に子育てについて活躍されている方、そういう方についてはいいのではないかと考えています。もちろん、これは応募された時のヒヤリング、そういう中ではやはり資格者というのが有利になるのではないかと考えております。

委員長

それと、2名以上の分は。

保育課長

今、委員が言われましたように8時半から5時の間に2名以上のスタッフで運営することと

いうことで考えております。

江口委員

開所時間と開所日については分かったんですが、委託条件は非常におおざっぱのように思うんですが、団体に関しては確かに制限がございますよね。団体としては応募資格の中でボランティアグループ等の非営利団体で、2年以上子育て支援活動の実績のあるもの。そして、上記の団体の連合体、NPO法人で2年以上子育て支援活動の実績のあるもの、届出保育施設とございますが、その団体がこの1から4にあてはまれば、配置する人間としては有資格者から本当に子育てをしたことがある方までいいというふうな形になるのかどうか。制限があるのであれば、こういった方についてはオッケーですけど、それ以外は駄目ですという制限があるのかどうか。この知識と経験を有したものというのはどういう意味なのか、教えてください。

保育課長

先ほど言いましたように、制限というのは別に今のところはございません。

江口委員

今までですね、ここでは直営でやっていたわけですよね。直営の場合はこちらの方の支援センター、それぞれ1カ所どの程度の運営費用がかかっていたのか、お示しいただけますか。

保育課長

大体1カ所あたり約1300万円になっております。

江口委員

その1300万円、やはり高いなりには理由があると思うんですが、それはなぜそこまでの金額になっていたのか。

保育課長

今、正職員1名と臨時職員、なかには2名配置しているところもございますが、主に人件費の関係でございます。

江口委員

500万円プラス60万円の60万円の方は基本的にいっしょだと。片っ方では1200万円強かかっていた人件費が、この民間委託に出すことによって、500万円に落ちるという形でいいんですよね。

児童社会福祉部長

今、委員がお尋ねの、560万円とうちの方で1300万円と言っていますけれど、今やっているのは一番大事なところをちょっとうちの方が言っていないけれど、一時保育を子どもさん5人預かってやっていますので、これについては今度は保育所でやりますので、NPOの方にやっていただくのはただ子どもさんとお母さんが来て遊び場の提供をやるということですので、一時保育は行いませんので、そこら辺で560万円でやっていただきたいと考えております。

江口委員

スタッフの人数というのは基本的に変わらなかったわけでしょう。場所によっては3人、1プラス2張りつけているところもあったんですけど、そういうところは1300万円ではなくてもっと高いでしょうし、今は1300万円は、1プラス1、正規職員1名プラス臨時ないし嘱託の1名を張りつけている分で、ただそこは一時保育があったんでそういった形で運営したんですけど、今度一時保育が外れるので、ここは500万円でやりたい、そういうふうな形ですよね。ただですね、このセンターに来られるお父さん、お母さん、保護者の方々というのは、何をしに来られるか、ある意味その遊びに来られる方々もおられると思うんです。現実、今の飯塚が街なかでやっている分もそうですけれど、遊びに来られる方々もおられるんですけど、あと大切なのがこの中の業務内容の中の相談業務等々ですよね。相談業務であったりとか、講習の実施であるとか関連情報の提供ですね。そしてまた交流の場の提供促進とい

う部分ですよ。そういったことを考えると本当にここまでね、金額に差があるというのは果たしてどうなんだろうと思うんです。その点については、これも含めて500万円ですと十分だとお考えなんですよ。そういうことですかね。

児童社会福祉部長

今言われています、街なか子育てひろばを本町の方でやっていますけれど、こちらの方にもほとんど親子で、多いときには100名くらい来られています。それで実際、各4つの支援センターは子どもさんが減っております、お母さんと行くのは。それでまた街なかを土曜日開けましたので4カ所も開ける必要があると。それと一時保育をしない状態ですので、これについてはNPOさんでやっていただきたい。NPOさんが活躍しておりますけれど、いろいろと資金面のことがありますので、地区地区でやっているNPOさんがそこをきちっとしてやっていただきたいと思っています。今、議員が言われています560万円については、他市の状況も調べていますけれど、やはり大体このぐらいの値段でやっていただいているところがございます。

江口委員

であるならば、この方々に関しては1日あたりおおよそどのぐらいの、この500万円ということを考えると、1日当たりどのぐらいになるのでしょうか。

保育課長

算出の基本としては常時2名ということだと、組み合わせとしては週休日等も入れるというふうなことで、月曜から土曜までで考えております。その中で現在うちの方の臨時保育士の単価7080円というのがございますが、これを配置した場合、そしてパートあるいはそういう方を組み合わせた場合ということと考えております。そうした場合で常勤の方が2名いて週休日対応するためのパートの方が1名いれば、なんとか月曜から土曜までまわせるんじゃないかというふうな試算で約500万円というふうなこと試算しております。

江口委員

という、お二人が日給7080円で考えて、その方々がお休みになるときにに対応するパートの方が一人というふうな理解でよろしいですよ。でも考えたらですね、やはり団体を運営するにはまわすための経費もいるわけですよ。今のお話だと、そのままこの500万円が出ていくわけでしょう、ですよ。560万円のうち500万円はそのまま人件費に消えていくわけですよ。片っ方では60万円は事務用品だったり、講師謝礼金で消えていくわけですよ。団体をまわすための経費というのが、まったく考えられていないんじゃないかと思うんですが、その点はどうなんですか。やはり、どこの団体でも、この人に入ってもらおうと思ったらやっぱり連絡すればお金がかかるでしょうし、事務管理をするための費用がかかると思うんですが、そういったところは配慮されていないのか。そしてまた、事業内容の5番でも、公民館とか児童遊園とかプレーパーク等にスタッフが定期的に出向きとあるわけですよ。ここはプラスで2人配置なんだけれど、センターに2人いるのとプラスで出ていく方々が必要だと思えば、そしてまたそこに関しては、当然のことながらコストがかかるでしょうし、いやそうじゃないよ、2人のうち1人が出ていったらいいんだよというのでは大きく違うと思うんですが、そこもあわせてお答えいただけますか。

保育課長

先ほどご説明しましたように、補助事業で今回やるうとしておりますが、国の基準の中で今試算しているものについても大体国の基準額、ポイントで換算しましても、ここに書いていますような事業内容で560万円というふうな試算が出ております。それと今、委員が言われました公民館とかいろんなところに出前講座等が出ていく場合については、一時的にその場所を閉めてですね、そして出ていくというふうなことで、現在もそういうふうな運営しております。あとは、団体の方それぞれの工夫的なこと、運営の仕方、いろいろあるかと思えます。

そういうことで工夫しながら受けていただきたいということで考えております。

江口委員

最後に一言だけ申しあげておきます。費用としてはかなり安く上がると思うんですが、本当にこれがいいのかどうか。安かろう悪かろうになっては、元も子もないわけでありまして、やはり子育てに関する相談業務、ここに関してはそれこそ各センターにはベテランの保育士さんがおられて、保育所の中でやっていること、そしてまたいろんなお父さんお母さんたち、そして子どもと出会ったことを含めて、それをお伝えしているわけですね。だからこそ安心感があり、そこに行かれる方々がおられるわけです。じゃあ、これがポッと子育て支援をやっていた団体とはいえ、そこまでやれるのかどうかについては十分考えてやるべきだということをお伝えをしておきます。ちょっと再考すべきではないかと私自身は思っています。

委員長

他に質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件2件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 15:46

再開 15:56

委員長

委員会を再開いたします。

一時保留を解き、議案第102号を議題といたします。

保健福祉部長

すいません。時間をいただきまして一言発言させていただきます。先ほど医師の確保等についてご論議があっていましたが、現在指定管理者として指名しております地域医療振興協会につきましては、自治医科大学の出身者で集まった団体でございます、へき地医療等を目指すようなところでございますので、大体が内科、外科でございます。現在不足しております科目につきましては、脳神経外科等他の大学からの派遣をお願いしなければならないようなところでございます。それで市立病院につきましては、人材バンクから人材を見つけたり、また、他の大学の医局をお願いいたして実施しているところでございます。当然、医師がふえれば財務状況がよくなりますので、市立病院といたしましても思った以上に努力しているところでございます。こういったことで、ことし7月から胸部外科が開設できたところでございます。

また、市立病院の長期計画を先ほどご説明いたしましたが、これにつきましては市立病院の事務方のトップと健康増進課で協議しながら作ったものでございます。もしこのとおりにならなかった場合、地域医療振興協会から確約書をいただいております。市立病院というわけではなくて公益社団法人の地域医療振興協会から履行することを確約いたしますというような内容の確約書をいただいております。先ほどご指摘いただきましたように、この内容につきましては金額は入っておりません。ご議決いただきましたら入札いたしまして、金額が確定いたしましたら、その金額を入れて、確約書を訂正していただく予定でございます。こういうことを考慮いただきましてご議決よろしくお願い申し上げます。

江口委員

いま地域医療振興協会があくまでも自治医科大学のOBが中心となっているんで、内科、外科が中心とお話でしたが、そんなのがわかっていた上で、そことやっているわけでしょう。それがわかった上で、そこがきちんと連れてくると言ったので、やっているわけですね。そして現実と同じような診療科目で指定管理なり直営をやっている病院は山のようにあります。ですよ。ある意味、それはあとで取ってつけた理由であって、そうであってもきちん

とやってくださいと言わなくちゃいけないのが、市の立場でしょうと思っています。あともう1点言及しておきますが、議案付託の質疑のときも明らかになりましたが、今回の予算の提案に際して、本来であるならば、私は実施設計が終わってから出されるべきものであると思っておりますが、議案付託の質疑のときにわかったのは、実施設計はまだ終わっていないだと、納品されてないと。その段階で提案されているわけですが、通常このようなことは皆さま方、行政の仕事の仕方としてあるのでしょうか。実施設計を出してますと、結果を見て、それが本当に妥当かどうかを含めて審査をして、これでゴーサインを出そうというふうな形で予算というふうな形になるかと思うんですが、今回は実施設計の納品がなされていない段階での予算の提案ですが、これは現実によくあることなんですか。それとも異例中の異例なんですか。

健康増進課長

今回の委託の期間としては12月28日までということですが、その途中で設計額については、事前に提示がありました。それで今あとの部分が残っているかと言いますと、大臣認定がまだ下りていない段階でございます。その大臣認定の認可が下りるのを待っている状況で、金額については出ております。免震の。免震をやるので、免震をやる場合には大臣認定が必要なわけなんですけれども、免震の大臣認定がまだ下りてない状況です。

委員長

質問に対する答えではないよね。質問の内容がちょっとよくわかってないんじゃないですかね。

建築住宅課長

設計の場合ははっきり言いまして、まだいくらになるかわからないというのは今委員が言われますように、確実に設計委託が終了して金額が出てくるわけです。その中でまたうちのほうでそれを見直しをしまして、金額を決定していくという形になりますので、あくまで予算という形で今回上げていただいているという状況はあると思います。

江口委員

だから基本的に実施設計が終わって、設計図書が納品されてその設計金額は確定しましたと、それから市がそれが妥当かどうかチェックするわけですよ。そして予算が提案されるわけですよ。今回はそういう納品の前になされている。まあ大臣認定があるんでということですが、じゃあこういった作業、今回の終わる前になされているということは、通常の市としての業務のやり方なのか、それとも異例なものなのか、そちらはどうですかということです。

建築住宅課長

これはあくまで通常の形で、こういう形でやっております。

委員長

それでは先ほど江口委員から本案の審議に際し、参考人の招致を求める旨の発言がありました。

お諮りいたします。参考人を招致することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、参考人を招致することは否決されました。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

江口委員

詳しくは本会議で述べますが、先ほどお話ししましたように、この長期収支見込み表のもと

となるべき事業計画が地域医療振興協会からは出されていないと聞いております。また併せて、この見込み表が妥当かどうか判断することが現状では私は難しいと思いますし、残念ながら、この収支見込みに関しては甘いのではないかという思いを抱いています。この現状においては賛成をすることはできません。反対です。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第102号 平成24年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により委員長が本案に対する可否を採決いたします。委員長は本案を可決すべきものと裁決いたします。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。